

# 聞き書き・わが国における法史学の歩み（七）

— 奥村郁三先生にお聞きする —

## わが国における法史学の歩み研究会

代表 岩野英夫

- (一) はじめに
- (二) 研究者への道
- (三) 学生時代のこと
  - (1) 内藤乾吉先生の演習をとる
  - ①『輶軒語』
  - ②『唐六典』
- (2) 大阪市立大学の諸先生
- (3) 興味をいたいた法律科目
  - 時代の雰囲気
  - 精読・熟読・再読
- (4) (5) (6) 助手になるまで
  - (7) 学びの世界
  - ①「唐律」
  - ②京都大学人文科学研究所
  - ③『百氏文集』
  - ④「唐律」の研究会
  - ⑤専任講師になる
- (四) 研究の軌跡
  - (1) 史料研究



## はじめに

### 研究者への道

岩野　わが国における法史学の歩みを聞き書きのかたちで明らかにする作業を始めてから、今年で六年になります。活字になりましたのは、大竹秀男先生からの「聞き書き」が最初で、平成一三年（二〇〇一）五月発行の『同志社法学』に掲載されました。

これまでお話を聞きしたのは、西洋法制史、日本法制史をご専門にされている先生なのですが、今回は、東洋法制史がご専門の奥村郁三先生からお話を伺えることになりました。そこで、奥村先生がお話をしやすいように、奥村先生と学問分野を同じくされる川村康さん（関西学院大学）、松田恵美子さん（名城大学）においていただきました。

それでは、先ず、私の方から、奥村先生の略歴を簡単にご紹介します。先生は、昭和三一年（一九五六）三月に大阪市立大学法学校部をご卒業、その後少しの時間をおいて、昭和三五年（一九六〇）一〇月に大阪市立大学法学校部の助手になられました。昭和四二年（一九六七）四月に関西大学法学校部専任講師になられ、昭和四四年（一九六九）四月から同助教授、昭和五一年（一九七〇）四月に同教授になられました。平成一四年（二〇〇二）三月にご退職、同年四月からは関西大学名誉教授です。

最後に、この企画が「科研費（14520015）（二〇〇四年度）に基づくものであることを申し添えておきます。

中国文化の奥深さ  
〔宇治橋擬宝珠銘〕

川村　奥村先生は、どのようなことから東洋法制史のご研究を始められたことになったのでしょうか。

奥村　お話をありましたように、私は昭和二七年（一九五二）に大阪市立大学法学校部に入学したのですが、その前年の昭和二六年（一九五一）に、東洋法制史の研究に進むことになる一つのきっかけがありました。お渡しした資料は、関西大学総合図書館開館記念特別展示『内藤文庫展観目録』（昭和六〇年＝一九八五年）です。この目録は、後で、『内藤文庫漢籍古刊古鈔目録』（昭和六一年＝一九八六年）に付載されました。『展観目録』の「参考出品2　宇治橋擬宝珠銘　拓本」（吉川幸次郎撰、内藤乾吉書。本稿四三五頁掲載写真①）を見てもらえますか。この擬宝珠銘は昭和二六年（一九五一）に作製されたものです。宇治町が宇治市に変わるのが昭和二七年（一九五二）三月ですが、旧宇治町に対する惜別の情から作られたものです。

文の内容は、宇治川の情景を歴史に盛り込み、対日平和条約発効の年にあたり、美わしい山河を後世に残したい、という感慨を込めたものになっています。宇治橋には、この時同時に、橋川時雄先生撰・書の擬宝珠銘も作製されています。

〔中国研究の大家との出会い〕  
なぜこういう経過を知っているかと言いますと、私の父が、この当時、旧宇治町の最後の助役をしていて、この企画を立てた当人だったからです。町長は茶業家の堀井庄次郎という方でした。作業所も、私の家でした。吉川幸次郎先生、内藤乾吉先生、橋川時雄先生、猪熊兼繁先生が来られて、擬宝珠銘の制作に取り掛かられた。吉川、橋川、内藤という諸先生を呼んでこられたのは猪熊先生です。父は猪熊先生と友達でしたから、擬宝珠銘制作のことを相談したところ、猪熊先生が吉川先生たちに声をかけて下さったのです。

私は作業をたまたま見ていたのですが、かなり時間がかかりました。直接に朱で擬宝珠の上に書いていくのです。書丹といいます。書が仕上がるまで、十日では済まなかつたと思いります。

「宇治橋の架橋が大化二年（六四六）の年だから、大化の頃の書体を頭に入れながら書く」と、内藤先生がおっしゃつたり、橋川先生が、「間合い、一つの字の回りの空間のバランスをどうするか」などと話をされていたのを微かに覚えてています。

この時、私は、中国の文化に、何か奥深いものを感じました。

生、橋川時雄先生、猪熊兼繁先生が来られて、擬宝珠銘の制作に取り掛かられた。吉川、橋川、内藤という諸先生を呼んでこられたのは猪熊先生です。父は猪熊先生と友達でしたから、擬宝珠銘制作のことを相談したところ、猪熊先生が吉川先生たちに声をかけて下さったのです。

私は作業をたまたま見ていたのですが、かなり時間がかかりました。直接に朱で擬宝珠の上に書いていくのです。書丹といいます。書が仕上がるまで、十日では済まなかつたと思いります。

この体験が、中国の法制史をやろう、と思ったことのきっかけの一つであることは確かですね。その時は、訳が分からなかつたのですが。

### 学生時代のこと

#### 内藤乾吉先生の演習をとる

#### 〔輶軒語〕

奥村 大阪市立大学に入学した後、三回生から演習があるので、内藤先生を訪ねて、「演習を受けたい」とお願いしました。内藤先生は宇治橋の擬宝珠のことを覚えておられて、「ああ、そうか」ということで、初対面でないような感じで受け入れて下さつたですね。

最初に読ませられた本は、「輶軒語」です。清朝末、四川にいた張之洞（一八三七—一九〇九）が、科挙を受ける人たちのために作った、学問の入門書です。その「語学」篇を読みました。当時の私は、漢文を読めませんでしたし、内容も初めてのことばかりでさっぱり分からなかつたのですが、ともかく辞書を引いて勉強しました。辞書は、先生に言われて、「辞海」を寺町の書店で買ったのですが、開いてみたら漢字ばかりの辞書で、だから、分からぬところは、今度は、漢和辞典を引くという、辞書の二重引きをして読んでいきました。「語学」篇を読み終わるのに、ほぼ十か月ぐらいかかつたかな。とても苦労しました。

たが、辛抱して『辞海』を引いて、それから漢和辞典を調べて、なんとか読み終えました。

「語学」篇というのは、「学を語る」篇ということで書物のことが書いてあるのだけれども、「法制史を勉強しにきたのに、どうしてこんなことをやらんならんのか」と思いました。しかし、後で思うと、『輶軒語』は「學問史」であることが段々分かつきました。中国の学問の基礎であつたわけです。また、この本を読んでおいたおかげで、後になつてから、内藤乾吉先生の蔵書や、内藤虎次郎（号は湖南）先生の膨大且つ貴重な蔵書が関西大学に入り、「内藤文庫」として整理するという大変難しい仕事に取り組む気持になれたのだと思います。

〔唐六典〕

それから『唐六典』を読みました。冒頭の序文から読んでいくかたちでしたね。その時に出席しておられたのが、東洋法制史関係では八重津洋平さん、日本法制史関係では関西学院大学におられた中埜喜雄さん。大阪市立大学の牧英正先生は客分で出席されていました。

予習していくのは、八重津さんと私が主でした。『六典』全部は読めていませんが、それでも割合スピードを上げることができて、「尚書」「門下」「中書」と精読しました。限界はありましたが、精一杯予習していきました。

川村先生のご実家は宇治の県神社で、神官の職をおつとめですから、祝詞も読まれますし、お小さい頃から漢学の素養がお

ありではなかつたのですか。

奥村 高等学校で習つた漢文以上の素養はありませんでした。家には、漢籍は少しだけありましたけどね。『輶軒語』もありましたから、先祖の誰かに勉強をした人はいたようです。

今ここにある『輶軒語』（光緒二年＝一八七六年写定本、光緒五年＝一八七九年 貴陽重影版）は内藤先生が所蔵されたものです。『輶軒語』の「語学」篇を読了した時に内藤先生からいただいたものです。

松田 先生が東洋法制史研究の道に進まれたのは、一つには、中国の学問・文化の奥の深さを感じられたからだ、と先ほどおっしゃられましたが、そういう奥の深さを感じることができた背景には、川村さんも言われたように、漢籍も自然に目にできるような、お家の環境がおありだったわけですか。

奥村 どうでしようか。古いものは書籍を含めて少しはあったけれど、それまでは関心はありませんでしたから。

岩野 先生は法学部に進まれましたが、なぜ文学部ではなかつたのですか。

奥村 内藤乾吉先生とのご縁があつたからです。それに、文学部は何故か気が進みませんでした。私は三男でしたから、好きなことをさせてもらいました。父親が内藤先生に会つて、「三男やから好きなことさせようと思つています」、と言つてくれたことを覚えています。「好きなようにせい」と、何か放り出された感じがしましたがね。内藤先生は、にこにこ笑つておら

れましたが。三回生になつて演習が始まつて間もなくのこと  
で、よく覚えています。

岩野 何人ぐらいの学生が演習を履修していたのですか。

奥村 履修者は、私一人でした。そこに、八重津さんや中埜さ  
んが、外から勉強に来られたわけです。大いに励みになりました。  
逆に、関西学院大学での内藤先生の演習に参加させてもら  
いました。

### 大阪市立大学の諸先生

#### 〔恒藤恭〕

岩野 大阪市立大学法学部の先生で、内藤先生以外で印象に残  
つていてるのはいますか。恒藤恭先生もおいでになつたはずです  
が。

奥村 恒藤先生の国際法の講義を聞きました。講義は一生懸命  
聞きましたし、先生の『法人格の理論』（弘文堂書房、昭和一  
年＝一九三六年）を、大分勉強しました。恒藤先生は新カン  
ト派ですね。ペルソナはギリシャ劇の仮面、パーソン（person）  
という言葉はそこに由来する、というのが、講義でのお話の初  
めでした。国際法の授業なんだけれども、こういう話が入つて  
くるから難しい。

恒藤先生は難解な文章を書かれましたが、よく読んでみると  
論理的に整然としている。ですから読みこなすと、いかにも理  
詰めでよく分かる。

恒藤先生は有名な先生ですから、受講生が多い。学生は早め  
に教室に入つて、前の席を確保しようとしていました。

他の先生で印象に残っているのは、谷口知平先生。先生の民  
法のお話は、よく理解できました。家族法が面白かったですね。

#### 〔坂田徳男ほか〕

また、単位に関係なしに、あちこちの授業を聴講しました。  
哲学では、坂田徳男先生。「君たちに教えるのは勿体ない」な  
どと冗談を言わながら、カントからヘーゲルまでの動きを丁  
寧に講義されましてね。いい授業でした。黒板の左端の上から  
きれいなドイツ語で書き出す。授業時間が終わる時には、黒板  
の右下でびしやっと終わる。黒板一杯、書かれる。授業が済ん  
だら、律儀に黒板ふきで消される。ご自分の洋服が真っ白にな  
つて、そのまま帰られる。一学期の間はなかなか授業が理解で  
きなかつたのですが、十月になると、俄然、面白くなつた。そ  
の時分に面白くなつて来るというのは、いい授業だった、とい  
うことでしょう。印象深い先生でした。

實方正雄先生、西原寛一先生の商法も聴きました。西原先生  
は、授業の初めに、起立・札をしないと始めない。学生の方が  
知らん顔して座つていると、先生は突つ立つたままで、あたり  
を睥睨される。学生が立つて札をする。それから始まります。  
そういう授業風景でしたね。

民事訴訟法は、小室直人先生。刑事訴訟法は、高田卓爾先生  
に習いました。高田先生のところには、『唐律』のことがあって、

何かと質問に行つたことを覚えてますね。外国書講読のドイツ語では、イエーリングの『権利のための闘争』を読んだ。ドイツ語は、全く挫折しましたが。

### 〔三田村泰助〕

東洋史は、文学部の東洋史ですが、もちろん聞きに行きました。三田村泰助先生が、授業をお持ちでした。三田村先生は、唐宋の変わり目の頃のお話をされていました。中国の山水画の見方はこうだ、ということも教えて下さいました。山水画は、西洋流の遠近法を使わないでしょ。三田村先生曰く、「その場、その場で見るものを描いていく。だから全てがいつも眼前にあるのだ。これが山水画の描き方だ」と話されたのを、不思議に覚えています。三田村先生が一年間唐宋の変わり目のお話をされたのは、内藤湖南の影響でしょう。

### 興味をいだいた法律科目

松田 法律科目では、特に何に興味を持たれましたか。

奥村 興味があったのは、民事訴訟法、刑事訴訟法でした。手続とは何だろうか、民事訴訟手続、刑事訴訟手続というのは何だろうか、という「手続」そのものへの強い関心がもともとありました。この点は、後に影響しました。

### 時代の雰囲気

岩野 学生さんは、皆さん、静かに勉強していたのですか。山

中永之佑先生のお話ですと、時代の雰囲気が闘争的だった、ということなのですが。

奥村 授業は、静かでした。闘争的というのは、そういう時代でしたからね。戦前にに対する反動があつてのことですが。何かあるとデモが組織されていました。まして、市大は、杉本町学舎が進駐軍から返還された後も当初は半分だけで、キャンパスを金網一枚で二つに分け、向こう側は進駐軍です。ある時など、大学祭で仮装行列をやつていたら、進駐軍のM.P.が武装してグラウンドにジープで割り込んでました。

一方で、歴史学は、社会経済史が主流のようで、時代区分はどうのという話に非常に関心を持つていました。岩野 昭和一九年（一九四四）四月に、中学に入学されましたね。昨日まで正しいとされていたことが、今日から、突然、間違いだ、ということになるのですから、普通だつたら、びっくりするだけでなく、不安になりますよね。何を信じていいのか分からなくなるわけですから。中学というのは、感受性がひときわ鋭敏になる時期ですので、奥村先生も、精神的に何かとこたえられたのではないですか。食糧事情も悪かつたから、お腹もすいて大変だったでしよう。

奥村 終戦の時は、中学の二年でした。学校の先生の言うことが、それまでとはぜんぜん違つてくる。特に歴史の授業なんか、そうでした。歴史は好きな科目だったのでですが、学校に行つた、「教科書のこと、ここを塗り潰せ」と言われるし、こち

らとしては、何だかよく分からぬ。

お腹は、いつもすいていました。それと、確かに、どこか精神的にはおかしくなつてしまつたかもしれませんね。とにかく何も興味を覚えず、何も考えない状態です。その状態はかなり長く続きました。そういう意味では、先ほどお話した、宇治橋の擬宝珠銘をめぐる出来事は、私にとつて、立ち直るきっかけだったかもしれません。有名な先生たちが来られましたからね。

### 精読・熟読・再読

#### 〔西洋関係〕

岩野 学生時代には、いろいろな本を読まれたのでしょうか。

奥村 法制史では、世良晃志郎先生が翻訳されたミツタイスの『ドイツ法制史概説』（創文社、昭和二九年＝一九五四年）とか、原田慶吉先生の『ローマ法』（有斐閣、昭和三十年＝一九五一年）。船田享二先生の『羅馬法』（岩波書店、昭和一八年＝一九四三年）は大部だから、部分的に。久保正幡先生の『西洋法制史研究』（岩波書店、昭和二七年＝一九五二年）。伊藤正巳先生監修の『プラクネット』『イギリス法制史（上・下）』（東京大学出版会、昭和三四年＝一九五九年）。そういうものを読んだのを覚えてますね。ほかには、ペロウ『獨逸史学史』（譲井鉄男訳、白水社、昭和一七年＝一九四二年）は当時難解で分からなかつたので覚えてます。

中国関係のものは、手当たり次第です。内藤湖南先生のものはもちろんですが、狩野直喜先生のものはできるだけ読みました。狩野、内藤というと、京都大学の中国哲学、中国史の大先達で、いわゆる「京都学派」をつくり上げられた中心人物です。狩野先生の『中國哲學史』（岩波書店、昭和二八年＝一九五三年）は、本当にいい本だと思いましたね。何度も読み返しました。感激したこと覚えています。昭和五九年（一九八四）に、『清朝の制度と文學』（みすず書房）という、狩野先生の本が出ました。

『中國哲學史』も『清朝の制度と文學』も、中身は、先生がなさつていた講義を復元したもので。先生は昭和二二年（一九四七）にお亡くなりになるのですが、『中國哲學史』は、その後、受講生たちの手で出版されました。材料は、草稿が半分で、残りは佐藤広治先生や小島祐馬先生、吉川幸次郎先生などのノートです。

私など簡単には見られなかつた研究が本になつたわけですから、すぐに手に入れました。『中國哲學史』の「はしがき」と「跋」は、吉川先生が書かれています。

『清朝の制度と文學』の方は、「解説」が宮崎市定先生、「跋」が狩野直喜先生です。この「解説」には、織田万編『清國行政法』（臨時臺灣舊慣調查第一部報告『清國行政法』第一卷）、第六卷、改訂第一卷上、下、明治三八年（一九〇五年）大正三

年（一九一四年）に狩野先生が深く関与されたことが紹介されていますが、何かで、「清國行政法」は狩野先生の隠れた名著だということを読みました。

小島祐馬先生の『古代支那研究』（弘文堂、昭和一八年）

九四三年。改訂版は、『古代中国研究』筑摩書房、昭和四三年

（一九六八年）も読みました。狩野先生もそうですが、小島先生にも、もちろん、私はお目にかかったことはありません。内藤乾吉先生は、小島先生を自分の恩師だと言つておられました。内藤先生と重澤俊郎先生、それともうお一人が、小島祐馬先生から『周礼』の講説を受けられたという話を聞きましたね。そんなことで小島先生のお名前を知つて、それから論文を読むようになりました。

小島先生は法学部を出られてから中国哲学に研究を進められた方だから『古代中国研究』にも、そういう面が出ています。刑罰の起源について、ヨーロッパのように復讐（フェーデ）から贖罪金制度に変わつていくという話ではなく、文献で知り得る限り、刑罰にはもともと二つの源があるというわけです。そこが、ヨーロッパとちょっと違うところだ、と小島先生は説かれています。簡単に言えば、族内制裁と族外制裁の二つです。

族内制裁は贖と追放で、族外制裁というものは生命刑・身体刑（殺す・入れ墨をする・鼻を切る・足を切る・生殖機能を破壊する）です。社会が発達して国のかたちをとつてくると、これらが一緒になつて一国の刑罰となる。

小島先生が「経書」を中心に太古のことを詰めていかれる一種の методがあります。それが何かなど、考えた。読んでも分からないので、考ざるを得ない。もつとも、考へてもなかなか分かりませんが。

『周礼』は、考えてみれば法律の本だから、小島先生がやられるのは分かります。内藤先生はもちろんですが、重澤先生も法律には関心が高く、非常に厳しい先生でした。重澤先生は法制史学会や法制史学会近畿部会にもよく出席されていましたが、そこでもいろいろ教えていただきました。哲学をやっておられたのに、法律に厳しかったのは小島先生の影響があつたのだと思います。

ともかく、諸先生が書かれたものを考えながら読みました。理解度が低かつたのか、素養がなかつたのか、苦労して時間をかけて読んだ記憶が残っています。そんなふうに中国関係のものを一生懸命読むことで、今から思えば、段々と、中国の学問の体系のようなものが頭の中に入つてきましたし、かたちとして自分の中に積みあがつてきたように思いますね。そうなるには、『輶軒語』が役に立ちました。ですから、これも段々にですが、『輶軒語』を読ませた意味が分かつてきました。

松田　中国哲学史　中国思想を随分勉強なさつておられます。これらの分野は律の研究と切つても切れない関係にあると思いますが、やはり、その点を意識されて勉強をなさつた、ということなのでしょうか。

奥村 そうです。意識していました。しかし、唐律のためだけに勉強した、というのではありません。初めは分からなかつたけれども、段々、分かつてきました。法とか制度とか、どうしてできるのか、ということですね。旧中国の法は法定主義だから、法律は文章になつていて。もし法律の文面だけで、背後の価値基準を見なければ、どこの国の法文も同じです。表面的にはそうです。しかし、同じ法的表現でも、実際はヨーロッパや日本とは歴史環境や社会の発展段階が違う。そこで、どうしてなのだ、と考える。哲学や思想の勉強を避けて通ることができなくなるわけです。と、一応は言いましたが、これは、段々に理解が進んだということです。唐律と中国思想の結びつきなど、初めは全く分かりませんでした。

どうしてか、と考え出ると、私の場合、ほかのことが何でも起きなくなってしまいます。本の読み方でも、多読ではないですね。一生懸命に考え考え読みます。考え込んでしまつて、いつも前に進まない。どれもこれも難しかったです。

#### 〔小説など〕

小説なども、そういう読み方でした。手ごたえがあつて面白いものは、長編のものでも、最後まで読むと、最初の一頁に戻つてすぐまた読み直し始める。そういうことを、よくやりましたね。二度目に読んだ時、新しい発見がある。能率の悪いことこの上なしです。どうも、私は理解が遅いようですね。それでも、専門書と比べると、小説の方は乱読だったと言えるかな。

スタンダードとか、トルストイとかドストエフスキイとか。一番好んで読んだのは、リルケ。『マルテの手記』は、何度も繰り返して読みました。日本のもので好きだったのは、島崎藤村です。

学生の時代の四年間は、そんなことばかりやつてましたね。

岩野 中学、高校の頃から、本の読み方は、熟読、精読、ということだったのですか。

奥村 そうです。しかし、そういう読み方の方針があつたわけではありません。分からなかつたため、自然にそくなつたといふべきでしょう。

#### 助手になる

奥村 昭和三一年（一九五六）に卒業しました。内藤先生とも相談をしましたが、大学院には進学しませんでした。その頃、東洋法制史の研究ができる環境が私にはなかつたからです。昭和三五年（一九六〇）に大阪市立大学法学部助手に採用されて、大学に戻りました。

川村 研究助手になられたのですか。

奥村 そうです。研究室は、牧先生の部屋に間借りしました。

助手になるまで

〔学びの世界〕

奥村 助手になるまで、身分的空白がありますが、その間、内藤先生のお宅へ週一度、半日通うほか、京都大学の人文科学研究所の数種の研究会にそれぞれ週一度通つて、多くの先生方の指導を受けました。その頃は無我夢中で、一週間、予習だけで精一杯の期間でした。何しろ複数の研究会ですから。

〔唐律〕

岩野 内藤乾吉先生との唐律の講読会のことは、「東洋法制史学の現状と課題」(『法律時報』四五卷五号、昭和四八年)一九七三)で書かれていますね。「一九五七年秋、京都で内藤乾吉教授は二・三のメンバーと唐律疏議の講読を開始され、唐律五

〇二条を全部通読するのに十年を要し一九六七年正月読みました」と書かれています。二・三のメンバーとは、八重津洋平先生、牧英正先生、中埜嘉雄先生、それから奥村先生である、

と注記されています。

奥村 内藤先生のところでは、学生時代の演習以来の『唐六典』を読み続けていました。その後は、『唐律疏議』を読みました。控えが取つてあるのですが、昭和三年(一九五七)一〇月七日に読み始めています。最後の一頁を読み終えたのは昭和四二年(一九六七)九月ですから、原則、週一回、半日のペースで十年かかったのはその通りです。

〔京都大学人文科学研究所〕

京都大学の人文科学研究所には、研究所にある本を見るように内藤先生に命ぜられて、行くようになりました。最初、内藤先生が一緒に行つて紹介して下さいましたし、書庫に入れるようにもしていただきました。

書庫に入つても、何も分からぬ。内藤先生は、「書庫に入らなくても、請求すれば本は出しててくれる。しかし、本の背中を見るだけでも勉強になる」と言われました。その時は、本の背中を見て、どう勉強するのか、などと思ったのですが、いろいろの本の中をあけては簡単なメモをとるのですが、前途程遠しの感を持ちました。

〔白氏文集〕

内藤先生から、平岡武夫先生の研究会にも出るよう言われました。平岡先生が、『白氏文集』の研究会を主宰させていたのです。この研究会には、小川環樹とか入谷仙介とか、偉い先生がたくさん参加されていました。『白氏文集』の研究者である京都府立大学の花房英樹先生や、東洋史の布目潮風先生も顔を出しておられました。布目先生は、参加者の顔ぶれからすると、当時はお若いので端の方に座つておられましたが、私なんかはもつと端に座つていました。

この研究会は、かなりきつかったですね。原文を読む時も、中国語の音読みをせよ、ということで大変でした。それから、絶句を一つ読むのに、朝の十時頃から四時頃まで、丸一日かか

つたこともあります。また、これ以上予習することはない、と

思つところまで準備していつたつもりでも、手も無くあしらわれてしまい、往生したのを覚えてています。この研究会に、四年ほど出ました。

この研究会は、當時で既に二十年続いていたそうです。『唐

代研究のしおり』という、シリーズものは、その成果の一端です。第一巻は、確か、『唐代の暦』（京都大学人文科学研究所、

昭和二九年）一九五四年）だったと思います。

岩野『白氏文集』とは何ですか。

奥村 唐の白居易（七七二～八四六。字は樂天）の文集のことです。

### 〔唐律〕の研究会

森鹿三先生の『故唐律疏議』の研究会が京大人文研で始まりましたから、そこにも顔を出しました。担当者が翻訳を提出して、それを皆で討論するかたちで、その途上で生まれたのが、『唐律疏議校勘表』（京都大学人文科学研究所編、昭和三八年）一九六三年）です。

手書きで作るので、大変でした。当時の若手では、人文研におられた梅原郁（かずか）さんとか、砺波（とば）謙（けん）さん、富谷（とみや）至（いた）さん、藤善（とうぜん）さんほかが参加されていました。もちろん八重津洋平（やえづ ようへい）さんも参加されています。

### 専任講師になる

いまお話ししたようなことが、私の研究の初めの頃のことです。昭和四二年（一九六七）に、私は、関西大学法学部の専任講師になりました。

### 研究の軌跡

#### 史料研究

川村 大学を卒業された後、先生が、助手として大学にお戻りになるのが昭和三五年（一九六〇）の十月ですが、その前年の昭和三四年（一九五九）九月に刊行された『日本上古史研究』三卷九号に、「〔令集解〕所引漢籍校訂稿（一）」を掲載されておられますし、昭和三五年（一九六〇）一月刊行の四卷一号に、その（二）を掲載されておられますね。

松田 活字になつたものでは、先生の一番目の作品ということでしょうか。先ほど、身分の空白の時期のお話がありましたが、その間のご研究の成果ということになりますが。

川村（一）を見ますと、奥村先生は次のように書かれています。「本年二月以来、私は幸いに機会を得て田中卓（たなかたく）教授の主宰される令集解講讀会（古典會）に出席することが出来た。その際、集解各説及び行間書入も引用されている經書その他の漢籍引用部分を、それぞれの原典に據つて調べた。その結果、テキストとした新訂増補國史大系本『令集解』と相当程度の異同があつ

た。そのうち、回を重ねることに漢籍引用部分について校訂を施す必要を感じた（テキストには漢籍原典との校合はなされていないようである）。以下の校訂は、ひたすら漢籍のみの校訂であつて、それ以外のことには一切觸れない」。

昭和三四年（一九五九）八月に刊行された『日本上古史研究』三巻八号で、田中先生は、「幸にこの古典會には、月に一度、律令學の權威瀧川政次郎博士の御來會を迎へ、また毎週、今井啓一、奥村郁三氏をはじめ熱心な參會者があつて……」と書かれています。

奥村『日本上古史研究』は日本上古史研究会の会誌ですが、この研究会の小部会に「古典會」があつて、田中卓先生が『令集解』を読んでおられ、「来ないか」と誘われたので参加しました。

田中先生の書かれた文章は、すごく明晰なのです。頭が切れました。東京大学の平泉澄先生の最後ぐらいのお弟子さんです。のち皇學館の学長になられました。今も健在です。田中先生にも、日本古代史について、いろいろと教えていただきました。

研究会の時、予習をしていくのですが、テキストと漢籍原典との間にかなり違いがあるので、このように違います、と発言すると、皆さん、その違いの多さにびっくりされて、「そのことを書いたらどうか」と勧められて書いたものです。予習ノートのほとんどそのままを、『日本上古史研究』に載せたのが始まりです。予習ノートですから、松田さんのおつしやった空白の時期の研究の成果というのでもありません。予習ノートならば、他にもいろいろと各研究会のものがあります。たまたま活字になったのは、田中先生のご好意でしょう。

漢籍引用の部分に随分と違ひが出てくるのですが、筆写の際の誤りが多い。そうすると、漢籍引用以外の部分にも筆写の誤りが多いのではないかと思いました。『令集解』の写本そのものに、そもそも問題があるのですね。そんなことで『令集解』のテキストに不信感を強く持りました。今でも、そういう感じを持つています。だから、テキストを単純に信じてはならない、というより、テキストそのものの点検が必要だ、ということを学びました。右も左も分からぬ頃で、初めは訳も分からず予習していた時代のことです。

その後、『日本上古史研究』に掲載した論文の抜き刷りを送つてほしい、と森鹿三先生から請求がありました。森先生には、京大の人文研の研究会で、かねてから指導を受けていました。森先生は、「テキストと漢籍原典との間に違います、あなたは言っているが、それは、漢籍の大半が原本『玉篇』からの孫引きだ、ということがある。そのことを、『東方学報』に書くつもりです」という趣旨のことが書かれた私信を下さった。

原本『玉篇』は写本ですが、これに引用された古典に問題があれば、やはり、古典と比べなければならぬ。そうしなけれ

ば、『令集解』を「読む」ということに支障があるうと、当時も今も考へています。『玉篇』の孫引きということを突きとめたその先が問題になるのですが、『令集解』における『玉篇』の古典引用に眼を奪われると『玉篇』そのものの研究ということになり、それには余裕がありませんし、「集解」を読むといふことと離れます。「集解」引用の『玉篇』については、林紀昭さんが詳細に研究されています。

私は、平成一二年（二〇〇〇）になって、『令集解所引漢籍備考』（編著、関西大学出版部）を出したけれど、「備考」とある通り、基本的な工具書で、「集解」を研究する人の役に立てば、というつもりのものです。この「備考」は、『令集解』を読むための基礎作業の提示です。『令集解』引用の明法博士の説の研究というものでもなし、まして『玉篇』逸文の研究でもありません。将来、『玉篇』の研究をさらに進めるのにも役立つでしょうし、「集解」を読む人は各人にテーマがあるでしようから、それにも対応できると考へました。

岩野 法史学ですから当然と言えば当然のことですが、奥村先生のご研究は、先ず、史料研究から始まっている、ということですよね。しかも、この史料研究を、その後もずっと継続され、ライフワークの一つにされておられる。

『奥村郁三先生送別文集』（関西大学法学会、平成一四年二二〇〇二年）に、砂川和義先生（神戸学院大学）が一文を寄せておられます、その中で、今お話を出た『令集解所引漢籍備考』

に關係したことを書かれています。「（ご業績の）最近のものとしては、初期から着手されて、つい先年一応の完成をみた、日本令が引用する漢籍の研究（『令集解所引漢籍備考』二〇〇〇年、関大出版）という、ほぼ四〇年に亘る息の長いこの研究も特筆しておかなければなりません。このご研究の輪の中に、私たち一同後学の者が入れていただき、「集解」を研究していく過程で漢文の訓讀から、何からなにまで教えて頂けるという幸運に恵まれたことも、感謝とともに、付け加えさせていただきたいと存じます」。

奥村 「送別文集」は、お祝いということで書かれていますので、割り引いて読んで下さい。

岩野 「『令集解』における「今行事」について」（『関西大学法學論集』二三卷四・五・六号、昭和四八年＝一九七三年）は、どちらかというと、史料研究に入るものですね。

奥村 これは、そうですね。『集解』というのは、いろいろな解釈、説を集めたものですが、その中に「今行事」というのがあるのですね。今やっている行事、つまり執行形態、ということなのですが、その問題の分析をしたものです。

先ほどライフワークというお話をありました、少しずつ読んでいたのが、いつの間にか集まつてできたようなものでして、ライフワークといわれる、氣恥ずかしくて、穴があつたら入りたい気持ちです。

## 裁判法史研究

松田 論説として最初のものは、「唐代裁判手續法」（『法制史研究』一〇号、昭和三五年＝一九六〇年）ですか。

奥村 そうです。いくつもの研究会に出る一方で、この論文を執筆するのに一生懸命でした。中田淳一先生の「訴訟及び仲裁の法理」（有信堂、昭和二八年＝一九五三年）とか、兼子一先生の「実体法と訴訟法」（有斐閣、昭和三三年＝一九五七年）、三ヶ月 章先生の著作など現行法のものを含めて、いろいろな本を読みました。

研究に取り組んだきっかけは、律令の裁判手続に関する研究

論文にあたつていて、うちに、「違うんじゃないか」ということに気がついたことです。律令の裁判手続法は、公式令・雜令によるものと獄官令によるものとの二系列がある、と当時は一般に考えられていたのですが、私は、「そうした系列分けはされていなかつた」「公式令・雜令の規定は訴訟提起の原則と上訴の手続を定めたものだし、獄官令は訴訟提起後の裁判手続を定めたものだ」という結論に行き着きました。

史料上の根拠の一つかである、日本の公式令の一法文の出だしは、「凡訴訟皆從下始」です。その元になつているもので仁井田 陞先生が復元された唐公式令の法文の出だしは、「諸解訴皆從下始」です。ところが、『唐六典』の関係法文の出だしは「凡有冤滞不申欲訴理者」となつていて、法文を基にしたはずのこの文言の違いは一体何を意味しているのか、という疑問と

取り組むところから、私の研究は始まりました。しかし、思うように証明ができなくて、大分苦労しました。幸い、『法制史研究』に載せてもらいました。

松田 先ほど紹介があつた砂川先生のお祝いの一文に、「唐代裁判手續法」は奥村先生の「代表作ではないかと私に思つてあります」と書かれています。

奥村 今だつたら、もう少しうまく書けると思いますが。

松田 先生は、学生時代に訴訟手続に特に関心を持つておられた、それが後になつて影響を与えた、と先ほどお話をなられました。

奥村 そうですね。手続法に対する関心が持続していたので、「唐令」「日本令」「六典」の当該の法文の文言の違いを目にとめることができた、そこで、裁判手続の問題を本格的に考えてみようということになった、と言えるかもしれませんね。

岩野 史料研究を別にする、奥村先生の最初の研究テーマは裁判法史の分野のものであった、ということですね。

奥村 そうですね。

岩野 「唐代公廨の法と制度」（『法学雑誌』九卷三・四号、昭和三八年＝一九六三年）も、裁判制度に関するご研究ですか。

奥村 そうではなくて、経済史的な分野の制度の研究ですが、勉強の途上で気がついたものです。経済史的なことをあまり知らないかったので、まとめてみたものです。日本にもありますね、「くげ（公廨」と言っていますが、公廨というのは、災害の時

などの支出のもとになる、政府の特別の財政制度のことです。

**岩野** 「唐律の刑罰」（『法学雑誌』八卷二号、昭和三年）、「断獄律・依告状・鞠獄の条について——律令の糾問主義と彈劾主義——」（『法学雑誌』一一卷二号、昭和三九年）、「戸婚田土の案」（『関西大学法学論集』一七卷五号、昭和四三年）、「中国における官僚制と自治の接点——裁判権を中心として——」（『法制史研究』一九号、昭和四年）、「律令裁判手続小論——利光氏」「律令考二題」を論評する——」（『関西大学法学論集』二五卷四五・六号、昭和五〇年）も、裁判制度に関する研究ですね。

**奥村** そうです。「旧中国の罪刑法定主義の性質」（『関西大学法学論集』二二卷五号、昭和四七年）も裁判がらみのものです。特に「中国における官僚制と自治の接点——裁判権を中心として——」は、裁判に関する私の基本認識ですね。

### 比較法史・比較法文化研究 （飛鳥古京を守る会）

**松田** 比較研究が、ご研究のテーマに加わってくるのは、『中國と日本の法律・制度』（中國文化叢書、大修館書店、昭和四年）、「高松塚古墳」からでどうか。それまでは、唐代中国の研究が中心に思われます。

**奥村** そうです。

川村 その後に統くのは、「飛鳥古京を守る会」に関係して話された「『くがたち』について」（『飛鳥』飛鳥古京を守る会、昭和四九年）一九七四年）でしょうか。

「翰苑」——竹内理三博士の校訂について——」（『関西大学法学論集』二八卷四五・六号、昭和五四年）も、日本の古代に關係した作品ですよね。

**奥村** そうですね。「翰苑」は中国のものだけど、邪馬台国とか日本古代のことが出てくることで有名になつた本です。中国研究者が、『翰苑』をわざわざ見るというのは少ないのでしょうね。

**岩野** 「飛鳥古京を守る会」というのは、どのような会ですか。

**奥村** 明日香が開発の危機に晒されている中で、昭和四五年（一九七〇）に発足しました。明日香村の人たちが歴史的風土の保存を目標に掲げて立ち上げたものです。研究者も、会の役員になるなどして、この会に参加しています。初代会長は末永雅雄先生で、その後、明日香村村長が会長になられたり、犬養孝先生が会長を務められたりしました。現在は神戸大学名譽教授の山崎馨先生が会長、花井節二氏が事務局長です。網干善教先生は、当初から終始この会の活動全般の中心です。私も、学問抜きでも明日香が好きだったので、昭和四七年（一九七二）原則年二回、会誌『あすか古京』を発刊しています。最近のものは、私の「十干十二支・十二生肖と『暦』（一～四）」を、「あ

すか古京』六五（平成二四年＝二〇〇二年）、六六（平成一五年＝二〇〇三年）、六七、六八（共に平成一六年＝二〇〇四年）

に掲載しています。

松田『飛鳥を考える』（網干善教ほか編、創元社）のIに「隋唐律令について」（昭和五一年＝一九七六年）、IIに「中国の礼について」（昭和五二年＝一九七七年）、IIIに「諸葛孔明」（昭和五三年＝一九七八年）を書いておられます。が、これも、「飛鳥古京を守る会」に關係したお仕事ですか。

〔飛鳥史学文学講座〕

奥村　関西大学に「飛鳥史学文学講座」というのがあるのです。『飛鳥を考える』I、II、IIIはその関係です。組織は「守る会」とは違います。月に一回、講師を代えて明日香に講演会場を置いて話をします。関西大学には末永雅雄先生がおられて、樅原考古学研究所の所長も長く務められており、明日香村の高松塚古墳調査を指揮されるなど明日香との縁が深かつたし、日本古代史には横田健一先生や蘭田香融先生がおられたので、大学が明日香で公開講座を開くことになったのです。この講座で、中國のことを話してほしいと依頼されて話したのが活字になつたのです。

昭和五〇年（一九七五）が初年度で、八月担当の講演会で講演をしたのが、「隋唐律令について」です。それ以来、毎年、講演をしているのですが、「飛鳥史学文学講座」は、この平成一七年（二〇〇五）で三年目になります。過ぎ去った年月を

感じて、何か、こう、本当に愕然としましたね。

最近では、平成一四年（二〇〇二）一二月に「流刑について」、平成一五年（二〇〇三）一二月に「暦・干支・十二生肖」、平成一六年（二〇〇四）五月に「飛鳥の古墳と中国文化」について講演をしています。

聴衆は、主に、日本古代史に關心の深い一般の人なのですが、高校の歴史の先生ほか研究熱心な方が多くおられて油斷のならない講演会です。この点は「飛鳥古京を守る会」も同じです。

『日本書紀』など、私よりよく知っている。私は日本古代の専門家ではないので、法律の比較をベースにして話をすることにしています。

松田　中国から日本を見る、日本から中国を見るというご研究は、今お話をあつた講演を通して進めていかれた、と言えるよう思います。が、「日本古代律令の中国法継承の一側面——万葉集の一、二の用語を素材にして——」（『関西大学法学論集』三三卷三・四・五号、昭和六〇年＝一九八五年）は、そうしたご研究の成果を発表されたということになりますか。

奥村　その通りですね。講演の方ですが、「飛鳥史学文学講座」では、昨年までで三〇回話をしていますし、原稿もありますから、本にできるぐらのものにはなっています。

岩野　早く、本にまとめていただきたいですね。「謎の四世紀の空白について」とか、興味深いテーマばかりですから。「謎の四世紀の空白について」は、「飛鳥史学文学講座」での一七

回目（平成三年＝一九九一年）の講演「邪馬台国と倭の五王」をそうした表題に変えて、「あすか古京」五一、五二号（共に平成五年＝一九九三年）に連載されたのですね。

奥村 そうです。史料が一見欠落したように見える期間ですから、謎の空白ということをよく言うのですが、そうではないのだ、ということでお話したものですね。

岩野 そういう意味では、講演の中では、多少、啓蒙的な面も入っているのですね。

奥村 講演については、そうですね。中国研究の専門家には常識のようなことも、くどく説明することができます。しかし、何か一つ二つは新見解を入れるようにしています。日本のことばは、どういうわけか深入りの気配がありますが、「飛鳥史学文学講座」や「飛鳥古京を守る会」との関係のおかげで、いろいろ得るところがあります。大体は中国との比較を基本にして、日本のことをお話ししていきますからね。

中国と比較したい、というのが、日本のことも勉強している理由ですが、専門的に日本を勉強するほどの時間は目下ありません。あくまでも、中国理解のための日本研究です。

#### 方法の研究

岩野 内藤湖南先生の学問や「内藤文庫」のことについては、後ほどお聞きしたいのですが、奥村先生のご業績の中に、「那須国造碑の書風について——内藤湖南の学問と方法に関連して——」（『湖南』一七号、平成九年＝一九九七年）、「内藤湖南の学問と方法についての試論——那須国造碑の書風を素材に——」（『関西大学東西学術研究所紀要』三三輯、平成一年＝一九九九年）がありますが、この作品を書かれたきづかけなどお話をいただけますか。

奥村 これはね、湖南先生の故郷が秋田県鹿角市毛馬内かづのしけまないで、十一年＝一九七四年）ですか。

#### 現代中国研究

松田 現代中国についてのご研究で、活字になつた最初のものは、「旧中国法の特徴と現代中国」（『泊園』）一三号、昭和四九年＝一九七四年）ですか。

奥村 そうなりますかね。関西大学の東西学術研究所が、年一回、泊園記念講座を開催しているのですが、そこで話をしたことを活字にしたものですね。昭和五八年（一九八三）に発表した「中国文化大革命——法制史的試論——」（『関西大学法学論集』三三卷一号）の前段階のもので、そこで書いたことを大雑把に述べたものです。

岩野 泊園記念講座というのは。

奥村 泊園書院をご存知でしょ。藤沢東暉が大阪に開設（文政八年＝一八二五年）し、一子の南岳に引き継がれた私塾です。関西大学は、泊園文庫を作つて、二万冊余りの泊園書院の蔵書を受け入れたのです。これを記念して泊園記念講座が、関西大学東西学術研究所で毎年開かれています。

和田湖の南ですが、そこに、内藤文庫の関係で行った時に話をしたものです。東北だということで、東北のものを題材にしようと考へて、「那須国造碑」にしたのです。碑の中身はよく分からないものなのですが、書体が面白いものですから。

『湖南』一七号のものは、講演原稿を掲載しているので粗いところがありました。そこで、論文に仕上げて、「東西学術研究所紀要」に載せたのです。

「那須国造碑の書風について」は、湖南先生ならばこういう道筋で考証したであろう、ということを意識してまとめてみたのですが、挨拶状を付けて何人かの人には申し上げました。挨拶文に、世相に文句がある、と、この研究の動機を書いてね。中村茂夫先生に、「腹立ちまぎれに、あれ書いたそっだけど、それにしては、あんた、よう知つとるね」と言われて、大笑いでした。文句があるというのは、大学改革とかカリキュラム改正とかロースクール構想など、目まぐるしく学問抜きの制度の変動を繰り返す世相に不安と不満を感じて、抵抗の気持ちがあると書きました。まあ、浮世ばなれしたものを見た、という印象を与えたかもしれません。

「那須国造碑」という、日本古代の碑文にテーマをとつて、ますけれども、主眼は学術的対象に接近して捕捉する方法が面白くて書いたものです。目録学の手法を使えばどうなるか、といふことを試してみたわけです。方法ですから、他の時代の異なる対象でも応用できますし、書に限らず、一般の研究にも

使えます。ですから、内心では、満足度の高いものです。

湖南先生は、絵画史も書かれていますが、基本というか、方法論は、皆、一つなのです。そこで、湖南先生の目録学を応用して、何かかたちにできないか、ということが、ずっと私の頭にありました。そこで、試しに文章にしてみたのが、「那須国造碑」の論文です。

目録学の方法を少し意識して書いたものというと、「日本古代律令の中国法継受の一側面——万葉集の一、二の用語を素材として——」(『関西大学法學論集』三三卷三・四・五号、昭和六〇年)一九八五年)もそうです。

目録学は、基礎の知識が要求されます。これが大変です。絵画や書の場合なら関連する書体とか画風、画材とかを含めたあらゆる分野のことを知らないとできないわけですから、どれだけのことを修めているかで、客觀性の精度が変わってくるのですね。「那須国造碑」で、私に、書についてそれができたかどうかはいささか問題ですが。

目録学の方法を取り入れて、各時代の立法の特徴を述べていこうと考えてから、大学での私の授業の話が難解になつてきつかもしれません。

平成一五年(二〇〇三年)に、『薛允升唐明律合編稿本上・下』(関西大学東西学術研究所)を公刊しましたが、この書物の最初の解説では、唐律から明律への変化をどう説明しようかということを考えています。この解説を書く際の攻め方も、目録学

を意識しました。

薛允升というのには、清朝末期の大官僚ですが、明律を批判して、唐律が良い、と言つてゐるのです。でも、それでは、清律よりは唐律が良い、と言つてゐるのと同じで、不思議でした。ならば、薛允升は体制批判をしているのか、となるからです。

この解説は、このへんを考えたものです。

東大にいたブルゴン（Jerome Bourgon）さんが、『Encyclopedia of legal history』を出すので、いの本をそこに参考文献として挙げたいと言つてきました。清朝末期の学者というと沈家本が突出して有名ですが、この沈家本に並べて薛允升を入れたいからということでした。

松田 昭和六年（一九八六）に、関西大学図書館「関西大学内藤文庫漢籍古刊古鈔目録」が出ていますが、そこに、奥村先生は、「内藤文庫漢籍古刊古鈔目録跋」を載せておられます。「那須国造碑の書風について」もそうですが、内藤湖南先生の学問の方法に関わるご研究です。

奥村 岩野さんが、内藤湖南先生の学問については後で、と言つておられるので、ここでは結論だけお話ししますが、内藤湖南先生の学問の全てに、目録学の方法がからんでいると考えます。ですから、松田さんが言われた「内藤文庫漢籍古刊古鈔目録跋」を書くのにも、かなり苦労をしました。結局、私の学問の方法の勉強を兼ねて書いたことになります。

最初の方で話が少し出ましたが、『内藤文庫漢籍古刊古鈔目

録』には、その一年前の昭和六〇年（一九八五）に出された『関西大学総合図書館開館記念内藤文庫展観目録』を巻末に収録しました。ここに持参したのは、『展観目録』の方の「目次」のコピーです。「目次」にある書籍などの上に手書きで○印を付けたものが、私が解説を担当したものです。

蔵書が大学に到着した直後、ある広い部屋に山積みされた書籍の中から、これらの書籍を抜きだすこと自体大変でした。

岩野 三六点の書籍名などが掲載されていますが、その三六点中二四点に○印が付いています。

奥村 初めて見る本に解題を付けるのは、難しい仕事です。解説を書くのは、本当に大変でした。『四庫全書総目提要』が、いかに高い内容を持っているかを痛感しました。ただ、これらに手がつけられたのは、『輶軒語』を読んでいたからだと思います。理想としては、この目録掲載の典籍に「提要」（解説）を付けたかったのですが、とても無理でしたので、まあ、その代わりに展観図録の解題を巻末に掲載しました。

岩野 目録学とは何か、「四庫全書」とは何かは、後で、内藤湖南先生についてお話を伺う時にお尋ねするとして、奥村先生は、学生時代から、目録学を意識されておられたのかだけを、ここでは伺いたいのですが。関連する作品が、かなり後になつてから出でてきますが、どうなのでしょうか。

奥村 学生時代からか、ということですか。その時分は、『輶軒語』がそうであったように、目録学など、さっぱり分かりま

せんでした。

岩野 これまでのお話を整理しますと、先生のお仕事は、史料研究、裁判法史研究、比較法史・比較法文化研究、現代中国研究、内藤湖南先生の学問手法の分析や応用などに見られる学問方法の研究というように、大雑把に分けられるのではないでしょか。ただ、先生のお仕事には、各グループを通じて何か一貫したものがあるように感じられるのですが。

奥村 一貫したものがあるかどうか分かりませんが、法制史の場合、法とは何か、という問いに結局行き着くわけですから、この法とは何かという観点、あるいは一つの秩序とは何か、といふか中国における「秩序」に対する観点は、いつも頭の中にあります。ずっと気になつてゐることです。

## 学 風

### 厳密・厳格なテクストクリティイーク

岩野 奥村先生の学風という言い方をしますと、一般的になりすぎるともしませんが、『奥村郁三先生送別文集』を拝見しますと、皆さん、共通して言われているのは、先生が一言一句にこだわられ、写本も参考にされながら、テキストを厳密、精密に読まれる、という点です。それから、例えば、明法家風の読みをしていたら直されたり、清の劉淇の『助字弁略』などを引用されての指摘があつたりで、「学問の系統を超えて学ぶこ

との大切さを勉強させていただいた」と書いておられる方もいます。先ほどお名前を出した砂川先生は、「唐代裁判手續法」が奥村先生の代表作だと考へると述べられた後、次のように書いておられます。「從来からの定説を塗り替えたものであることは勿論、そこには、いかにも先生らしい、かたくななまでに、厳密な研究の方法が、躍如としていて、後のご研究をも一貫しているように、私には思えるからであります」。

「こだわる」「疎かにしない」「厳密」「かたくななまでに」という言葉が、奥村先生の学問的手法を形容するものとして目に付くのですが、この手法も、やはり、内藤湖南——内藤乾吉先生の学問的手法に繋がっているのでしょうか。

奥村先生を、「内藤湖南先生の学風を受け継ぐ秀才」、と書かれている方もおられます。

川村 奥村先生のご論文をいくつか今日のために拝讀してあらためて感じたことがあります。例えば、竹内理三先生の『翰苑』の校訂には、ご高名な先生の仕事としては随分と不都合な点が多く、奥村先生にとっては、それが気に掛かるわけですよね。利光三津夫先生の著書『律令及び令制の研究』（明治書院、昭和三四年）も、先入観で作り上げられている、と評されている。滋賀先生が書評を書かれる時も、手間を惜しんだようなものに対しても厳しい批判をお書きになります。この点について、私は、奥村先生と滋賀先生の共通点を感じてい

ます。

奥村先生が一言一句を疎かにしないという点ですが、四年前になりますか、法制史学会近畿部会の新年会で、『集解』の助字について専門的な話をしていただいた時、私もその点を感じました。それはやはり最初に内藤乾吉先生のところで細かく本を読む訓練をされたことから来ているのでしょうか。

奥村 さつきの『送別文集』のことですが、皆さん、お祝いということで、褒めて書いて下さっているので、そのへんは九九パーセント割り引いて下さい。

一言一句を疎かにしない、という点ですが、そんな印象を与えていたのですかね。まあ、この点については、内藤湖南先生、内藤乾吉先生の影響が直接、間接にあるのでしょう。そういうものだと思っていましたから。しかし、特に意識したことはありません。ただ、何か書こうとすると、今でも恩師の目が光つているようで、危ない。

東洋史の人を含めて、京都の先生たちは、皆、厳密でしたし、厳しかったように思います。内藤湖南先生や狩野先生などの先達から受け継がれてきたものだと言えるかもしませんね。

木も見、森も見る

川村 奥村先生は、一語一語の細かい解釈を大事にされているのと同時に、利光先生の著作の書評では、「一箇条についてだけ考えたのではだめだ」「律令全体のものとして意味があるこ

とを考えないといけない」、法学的な言い方をしますと、「体系的解釈をしないといけない」という趣旨のことを書かれています。このへんのところも、滋賀先生が『中國法制史論集——法典と刑罰——』（創文社、平成一五年＝二〇〇三年）でお書きになつてあるところと共通しているように感じます。ですから、このような基本的な姿勢に関しては、東京と関西との間に違はないのだ、と思います。

ただ、滋賀先生との違いを敢えて挙げてみると、『集解』を読んでおられたり、あるいは助字に対する研究とか、そういう面で、日本史研究との関わり合いは、奥村先生の方が濃いな、という点でしょうか。

古代の律令については置くとして、江戸漢学との関わりも、奥村先生の場合かなり大きいと思います。この点も、やはり、内藤湖南先生からの流れと捉えてよろしいでしょうか。

奥村 多分、そうかもしれません。内藤乾吉先生から、こういふものは読んだらどうか、と勧められたものの中では、法制史関係を別にすると、阿部秋生先生著『河村秀根』（三省堂、昭和一七年＝一九四二年）は印象深い本でした。河村秀根という人は『日本書紀集解』『講令備考』などの著者で、尾張藩士です。阿部先生の本は河村秀根の伝記なのですが、河村の學問の構造を書いた立派な本でした。こんなことで、日本のことに触れるのに、抵抗はありませんでした。湖南先生も、「承知のよう」に日本のことについて多くのことを論じておられます。

## 学問的論争を重視する

〔学会でのできごと〕

岩野 学問研究に対する奥村先生の心構えを窺い知ることができるエピソードだと想えるのですが、林紀昭さんは、昭和五五年（一九八〇）に関西大学で開催された日本考古学協会で自身が報告をされた時に、「前列迄出てこられて激しい批判を行なわれた」と『奥村郁三先生送別文集』の中で書かれています。「研究への執着からくる迫力に心から敬服した次第である」ともおっしゃっています。学問的論争を重視された先生の心構えが私たちにリアリティを持つて伝わってくるエピソードだと思うのですが、林さんに對する批判とはどのようなものだったのでしょうか。林さんの報告のタイトルは、「終末期古墳と大化薄葬令」なのですが。

〔大化薄葬令の理解をめぐって〕

奥村 「大化薄葬令」は、『日本書紀』孝徳天皇大化二年（六四六）三月甲申の条に記録されているのですが、石室や墳墓の規模などを定めた詔勅です。墳墓の規模を小さくせよ、という詔勅ですね。

『日本書紀』に記録されている「大化薄葬令」（被葬者の身分とそれにみあう墳墓の大きさの規定）そのものが架空の記述で信用できぬ、もともと存在しないのだ、という見方が當時大方の日本古代史家の論説の傾向でした。その時期発掘された七世紀の古墳に「薄葬令」とぴたり合致するものがない、という

背景もありました。林先生は、この詔勅の存在を認めた上で、文章に作為があり、信憑性にかける、したがつて実効性に疑いを持たれた、ということだったと思します。

私は、「薄葬令」の文章に作為や潤色があつても、『日本書紀』は史料集ではないから、当然作為潤色はある。作為があるから、架空の記述で、事実もない、とはならぬ。作為と信憑性とはイコールではない、などと論じたのです。

「薄葬令」がうさんくさいと思われた遠因は津田左右吉先生（『日本上代史の研究』岩波書店、昭和五年＝一九三〇年）にあり、家永三郎先生も引き継がれています。それも一言しました。大体、私の議論の前提には、一般的に『日本書紀』の「薄葬令」のこの部分の構文を誤解しているという問題もありました。

林さんとの議論は、若気のいたりで、お恥ずかしいことでしたが、それにも拘わらず私に「送別文」を下さった上、ほめられたような気配で感謝しています。汗顏のいたりです。

## 滋賀法史学——奥村法史学との比較で——

『中国国家族法の原理』の書評をめぐって

岩野 先ほど、奥村先生の学風が話題になつたところで、川村さんが、滋賀先生と奥村先生の学風の類似点に言及されましたが、滋賀先生のお仕事と奥村先生のお仕事には、どのような違いがあるのでしょうか。

松田 先生は、滋賀秀三先生の『中国家族法の原理』（創文社、昭和四二年＝一九六七年）の書評を『法学協会雑誌』（八五卷一二号、昭和四三年＝一九六八年）に掲載されています。

奥村 久保正幡先生から、命令がきました。エツ、と思ったのですが、引き受けることにして、どうしても分からぬところが出てきた時、東京に出かけて行って、滋賀先生に直接質問をしたりしたことがあります。法制史学会近畿部会でも、確かに報告をしているはずです（滋賀秀三氏著『中国家族法の原理』を読んで）第一二四回近畿部会、昭和四四年＝一九六九年九月二一日、会場・京都日独文化研究所）。谷口知平先生が滋賀先生のこの著書のことで尋ねて来られたので、この書評を送つたことがあります。この書評の評を谷口先生から私信でいただきました。

岩野 滋賀先生がこの著作でされたことは、漢から清までを一つの時代として捉え、そこでは、「巨視的に見るならば、最も基本的な部面において体制の一定の型が動くことはなかつた」という認識のもとに、中国家族の要石である「同居共財」を成立せしめている法的仕組みの解明である。そういうことによろしいでしょうか。

奥村 先生が書評の中で参考を指示されている、滋賀先生の『中国家族法補考（一）』（『国家学会雑誌』六七卷五・六号、昭和二八年＝一九五三年）をみますと、「同居共財」とは「財布を一つにするという意味」だ、と比喩的に述べられています（六

頁）。財布というのは、具体的には、「現金も動産も不動産も、また債権も債務も容れうるよつた一つの財布」のことと、「中国の家とは、このような意味での一つの財布を中心に行生活する人々の集団である」とのことです（二頁）。ですから、「同居共財」を成立せしめている法的仕組みを解説するということは、そうした集団に所属する人々の権利関係を解説するということになる。「同居共財」は中国家族の要石ですから、それに関係する法は、正に、中国家族法の原理を構成している、と言えることになる。そういう理解でよろしいでしょうか。

奥村 おおむねいいと思います。ただ、「同居共財」というのは原理の一つですが、これがすなわち家族法の全ての原理である、と滋賀先生は論じられているわけではありません。

#### 法意識

松田 滋賀先生は『中国家族法の原理』で「実定法の存在をまつまでもなく、その意味では自然的に人々の意識のうちに刻まれて生き生きと働いている法的な論理を、法意識とよんでおきたい」とおっしゃっています。そしてこのよつた過去の中国人の法意識を考察の焦点におくことで、法を記述するという課題を果たすとするものであると述べられます。さらに、それは法を通じて人間性を、中国という一角から掘り下げたいとの興味によるものだと述べられています（一三頁）。

川村 奥村先生の書評から孫引きしますと、滋賀先生は、そ

した「法意識」は、「旧中国社会という歴史的環境のなかに生きた人々にとつて主観的に天地自然の理と認められていたところのもの、という意味においての自然法である」と言われていますし、「実定法を法の本質的な要素とみて 法とは集中的権力によって定立、または承認されかつ強制せられる規範である」と定義してかかるならば、右のような方法論は成立たず、そして中国の私法に関する実のある叙述をなすことは不可能となるであろう。法の特質を規範の形式ではなく内容に求め、法とは、各人に彼のものを (*Suum genige*) という古くからいわならわされた意味における正義にかかる規範である、という定義をとるならば、法意識というかたちでまさしく法が存在していたのだと見ることが少しも無理ではなくなる。本書はこの見解に立つ」と言われています。

### 「公法」と「私法」のからみあい

松田 滋賀先生は、家族に関わる法意識を探求されます。そこではルール性が見い出されました。我々が言う公法と私法といふ捉え方をするなら、家族法は私法に含まれられます。伝統中国では、國家の成文法としては私法は生み出されなかつたのですが、人々の日常生活の中の行動を見るなら、家族関係については滋賀先生が示されたような、ルール性のある法意識に基づいて人々が動いています。現代の我々においては私法が関わつてくるような行動について、伝統中国社会では人々はやはり一定

のルールと言えるものに基づいて行動していたにもかかわらず、国家の成文法としては私法が体系的に発展することにはならなかつた、ということになります。

平成一五年（二〇〇三）一〇月に名城大学で開催された法制史学会でのミニシンポジウム「中国法制史における『史料』と『現実』」の「趣旨説明」で、私は、滋賀先生のご研究をごく簡単にまとめるようなことを述べたのですが、公法・私法という概念を持ち出すと、なかなか説明が難しいと感じました。

奥村先生は、「中国家族法の原理」の書評の中で、私法の実定法の体系を求める事のできない旧中国では、「法意識」を問題としなければ私法の叙述は不可能だとおっしゃっています。しかし、一方、先生は、財産をめぐる法律関係には公法的因素から来る法意識が入り込んでいるのではないかとの疑問を出されています。滋賀先生が家族の部分に限定して、人々の行動に法意識というかたちのルール性を抜き出され、それに対しても、先生は、家族に関わるものであつても財産が絡む問題についての人々の法意識には、国家の法が規律することの影響があるのではないかとおつしやられるわけです。同じ人々の行動を見ながらも、滋賀先生と奥村先生で説明方法が異なるということでしょうか。

奥村 私が書評で言っているのは、中国の法の説明として、それだけで十分でしようか、まだほかに言うことがいろいろおありじゃないでしょうか、ということです。ただ、滋賀先生は、

公法、私法の問題など、私の言つていることなど全て承知された上で、叙述をされているのです。

松田 説明のためには、どこかで、我々が共有している概念を使わざるをえない、そこで公法、私法の概念が出てくる。この点に、伝統中国の法を説明する難しさがあるよう思います。

奥村 まあ、同類のことを言うならば、古代の法を語る場合に現代の我々の用語の概念を使っていいか、ということなのだけれど、昔から言われているように、難しい問題がありますね。確かに、特に中国の場合は、その点が、ちょっとしんどいかもしれません。私たちの教養の基礎が旧中国の学問ではなく欧米の学問にあるからです。

### 礼 制

法律は、その時代を生きた人間が対象です。良きにつけ悪しきにつけ、法律はその人たちのものだからね。当然その時代に生きた人間の持っている規範意識、法意識がある。滋賀先生と同じように、話を詰めれば、やはり法意識に行き当たるのじやないかな。慣習法はもちろん、慣習も一つの規範ですが、その規範はどうやって生まれるか。そして、慣習も規範であるからには、一つの価値基準です。この価値基準が、一体、何から生まれてくるのかと考える時、そこには、国家の法と切り離せない部分があるのではないか。それは、礼制と切り離せない。國家権力は、国家秩序にとってどうでもよいことは放置して

おく。つまり、法を作らない。しかし、大きく言うと、この放置されている部分も、礼制の枠を越えたものではない。超れば国家秩序に影響し、法というレベルでは、国家がそれを許さない、という意味合いを持つていて。だから国家は一方で「教化」を重視し、法はそれを支えます。人々の日常の行動が礼制の枠を超えると非難されるし、国家も黙っていない。放置された部分も、それだけで完全に国家の法の価値基準から独立して存在しているわけではありません。大きく言えばのことですが。

### 説明の仕方の違い 「私法の不存在」をめぐって

岩野 滋賀先生は、全てをよくお分かりなのだが、いわゆる私法というレベルに限定して論を展開される。それに対して、奥村先生は、いわゆる公法をからめて問題を捉えようとした。この点が、滋賀先生と奥村先生の学問上の根本的な違いだ、ということなのでしょうか。

奥村 根本的な違い、ということかどうかは分かりませんが、松田さんが言つたように、同じ事実を見ながら、しかし説明の仕方が違つていて、ということにはなるのかもしれません。

書評にも書いていることだけれども、「私法」ということを述べるために、私権を背後に考えねばならない。ところが私権を確定する意識が国家にあるかというとそれはない。その点

は、滋賀先生が、「私権を確定し保護するという私法固有の理念を展開させていない」と述べておられるのと同じです。この場合、見ている事実は同じだけれど、滋賀先生は「……展開させていない」と述べられ、私は「……それはない」と言います。各人に彼のものをという意識があつても、その意識は私法上の権利の意識ではありません。

例えば、お金を貸した、借りたというのは今で云えば「私法的事件」です。このような事件なら、古くから存在します。紛争があれば、今の法では、債権があるから、返せ、と主張でき、債務があるから返さねばならない、となります。国家は、この債権を保護するような法を組み立てています。しかし、旧中国の法は「返さなかつた行為」が「悪」だとして刑罰で処罰します。返さなかつたお金はほとんど窃盜などの贓物と同じで、國家が取り上げて正当な持ち主に返すといふ「公法的」な法の仕組みです。人々の法「意識」も「公法的」処理を当然としているはずで、人々が私権という、國家が思いつかれない法的価値を国家とは別に持っていた、あるいは獲得していたわけではありません。要は、貸したお金が返ってくるという体制があればよいのであって、それがあれば、社会秩序は維持されます。だから、私の場合は「展開させていない」とは表現しにくいので、それは「ない」のだということになります。これは批判というのではなく、現象の説明の問題だと思います。

あります。これは社会秩序もあるわけで、国家はこの秩序を強制的にでも守らせなければ、秩序の維持ができない。そこでこの秩序を前提とした制度をたて、唐代なら「令」に規定します。重要な不法行為は一般的な「違令」の罪とは別に罰条をたてます。宗法はもともと礼制ですから、礼制はかくて「律」の構成要件となっています。そこで、礼制は法と矛盾しないことになります。

「父を超えた法」＝「承継」をめぐって

滋賀先生が引用されているもので、「名公書判清明集」戸門、争業、「隨母嫁之子図謀親子之業」という判語をみると、父親の財産に関する「私志」つまり私権は認められていない。それなのに、実子には法の通りの財産を相続することが認められている。父親が私権を持つていれば、父親は、例えば遺言などで、自分の権利の客体を自由に处分できるはずです。だから、「父を超えた法」の存在を考えざるをえない。滋賀先生は、その「父を超えた法」を説明するものとして、「承継」という、史料上の言葉を使って学術上の概念とされる。先ほどの「同居共財」つまり「二つの財布」を代々守り抜き、継承していくことを可能にする原理的な規準のことです。

私は、この「承継」という言葉を使用されたことに異論があるわけではありません。この言葉で、多くのことが無理なく統一的に説明されている、と思います。ただ、私が言いたいのは、この「父を超える法」は、「その実、国家の法に定められていて

る規律だと言えないか』、ということなのですね。

岩野 よく分からぬのです。どういう事件だったのですか。

川村 この判語は、南宋時代のもので、父親が生前に、後妻の連れ子に家産を譲りたいと考へて、前妻との間の実子二人を追い出したが、父親の死後に実子らが訴え出て相続ができた、という話です。（滋賀秀三『中國家族法論』弘文堂、昭和二十五年）一九五〇年、一六頁注一七。同『中國家族法の原理』創文社、昭和四二年）一九六七年、一八五頁）。

岩野 父子同居家族においては、「同居共財」は、現在は父親のものであつても、将来は子供のものなので、父の意思を以つてしても自由にはできない。そのように、旧中国の父子関係の法には、「父を超える」分野が存在していたのだ、ということですか。

川村 そういうことです。  
〔判語とは〕

岩野 判語というのは、どう理解したらいいのですか。

川村 「判語」は「判牘」とも言います。滋賀先生の次の説明がもつとも的確だと思います。「或る人間が地方官として在任した機会に書き与えた判決文を、その文書としての作品価値を伝えることを主たる目的として集録印行するものである。判例集というよりもむしろ判決文集であり、これを史料として判例の推移などを云々云のことのできるような文献ではないけれど

も、内容は刑事のみならず民事・行政にわたる案件を豊富に含み、かつ人民の生活を比較的如実に、いわば血の通つたかたちで反映している面白さがある」（滋賀秀三『清代中國の法と裁判』創文社、昭和五九年）一九八四年、九五頁）。

奥村 滋賀先生の『清代中國の法と裁判』の書評（「滋賀秀三著『清代中國の法と裁判』を手にして」『創文』二五七号、昭和六〇年）一九八五年）で、私は、滋賀先生との違いにちょっとだけ触れていました。違い、というのは、要は、奥の方で、「法制」と「法」との関係の取り上げ方の問題があるようになります。事実認識が同じなら、皆、同じ説明でよいか、という問題でしょうか。

松田 書評でお書きになられたように、奥村先生は、「礼が判断基準として直接に判語の中で財産法に及ばない」という事実があるにせよ、それをのみこんだ上で、法と情と理と礼を通ずる一貫性（慣習を排除して）がすなわち『礼』の世界であり、それが支配の根元であり、秩序の根元であり、文化（意識形態）の根元だ」とお考えになるため、「一つの山を見ながら表現が違う」ことになるだろうということですか。

対象への接近方法の違い

岩野 同じ山を見ているのだけれども、山の向こう側から見たり、登つたりするのか、こちら側からそうするのかで、自ずといろいろな違ひが出てくる。違ひというのはそういう意味での

ことだ、と理解しておけばよろしいわけですね。

奥村 そうです。分つてもらえるように違いを説明するのは、本当のところは難しいのです。大きく言えば、対象への接近の方法の違い、ということになるのかも知れない。

例えば、詩は感情の発露ですよね。ところが、法律には感情を入れてはいけない。旧中国の法律は「罪刑法定」主義を探っているから、個人の感情を入れてはいけない。もちろん、村落や宗族などの日常生活の中に、法適用の際のグレーバーンはあります。しかし、その当時の一人の人間はと言えば、「罪刑法定」主義の体制のもと、感情に入る世界とそうでない世界の二つの

世界を共に持つて生きている。相い反する世界を同時に持ちながら生きている。それが、また、「法意識」を作る。論理的に詰めると言つても、感情の世界は詰めきれない。白楽天なんかは刑部尚書ですから、法律に従つて、判決文の手本の文章を書いていたりしているわけです。一方で、人の悲しみ、生活の喜びを詠んでいる。どの時代でも、人間は、多かれ少なかれこの両方の世界を持つていてるわけです。これは、平岡武夫先生が主催された「白氏文集」の研究会に出ていて、詩というものに接した時、何となく考えていたことです。当時は、一人の人間が感情の世界と感情を拒絶する世界と両方持つていることを不思議に感じていました。

私の勉強に影響を与えたのかどうかは分かりませんが、私はそんなことを考えて勉強していたわけですから、裁判制度とい

う一つの事実、あるいは歴史現象、特に「法意識」に行き当たる時、それに接近する仕方が滋賀先生と違つてくることもあります。白氏の詩の例はあまり良い例ではないけれども。

それから、私の場合、法が成立する制度が成り立つ根元のところが、若い時分からよく分からなかつた。その分からぬところに、こだわつてゐるのかもしれませんね。

#### 滋賀法史学における自己規律

岩野 滋賀先生は、論理的に詰めて考えていかれるタイプなのです。

奥村 そうです、極めて論理的な先生です。内藤乾吉先生は、「滋賀君は名文家だね」とおっしゃっていました。もちろん論理の明晰さをいわれたものです。

もちろん、何もかも分かつた上でのことなのですが、我々の目に触れた先生の論文は、意識的に、ひたすら法の論理を追われる、という印象を受けます。法制史だから当然ですが、自己規制というか、学問上の自己規律が厳しいのでしょうね。

岩野 『中国家族法の原理』の第二版（昭和五〇年）一九七五年）が出されました。その「はしがき」に、奥村先生が提起された「頗る根本的な問題に対しても、今回の改訂の枠内で対応することができなかつた」とわざわざ書かれていますが。

奥村 滋賀先生としては、「是非、奥村の意見を聞こう」ということでしよう。私に宿題を課されたのだと受けとめていま

す。

『創文』に掲載された『清代中国の法と裁判』の書評は短いものですが、私としては、書評としては大事な文章だと考えています。恐る恐る、私の考へてゐる「礼制」に触れていますから。いずれ、礼制と法については整頓して、自分の考へを述べる必要を感じています。

### 礼のこと

#### 法律の世界における礼

松田 礼のことが出ましたが、まだよく十分理解できないところがあるので、今日、先生にお聞きできれば思つてゐるのですが。

奥村 ある意味では、そんなに難しいことではない、と今では思つていてます。

松田 もともとは、生活の中から出てきたものですね。

奥村 もともとはね。五服（五等の喪服。斬衰・齊衰・大功・小功・縗麻）や喪礼は、『礼記』にありますね。『春秋』にも札があるけど、こちらは少し厄介ですが。『礼記』にある原則は、時代によつて細かいことは変わることで、体系は清朝末までずっと続く。どうしても守つてもらわなければならぬ規範などいう考へがあるものだから、その中の大事なところは、唐代で言えば、「令」の制度の中に入つてくる。制度に違反すれば、包

括的な罪条（違令）の罪）がありますが、「令」の制度に入ってきたものの中でもさらに重要なものは、構成要件として「律」の中に入つてくる。

そうしたら、「礼」、「令」、「律」の間に矛盾がないことになります。実際の世界は政治の世界ですから時代とともに変わるけれど、礼経の価値観は守られ、尊重され続ける。価値観に縛られ続け、そこから外れることができない。人々にとつて、依然として、生きしていく上で必要な価値観であり続ける。変化はあつた。特に唐律から明清律への変化でしようし、細かい工夫も付け加えられる。しかし、大枠は変わらない。そう考へるなら、少なくとも法律の世界では、『礼記』は、別に、深刻な何かであるわけでもない。素直に事実をそのまま見ればいいのではないでしようか。

### 思想の世界における礼

ただ、思想の世界では、礼は難しくなつてしまふ。宋儒以来（この後は朱子と言つことにしますが）、非常に難しくなる。吉川幸次郎先生の著書（『支那人の古典とその生活』岩波書店、昭和一九年）一九四四年第一刷。昭和三九年（一九六四年改定第一刷）を拝借して、私なりに言つてみると、例えば、漢から唐にかけての儒学である訓詁学は、礼は聖人がつくつたから尊い、と考える。ところが、朱子はそこに留まらない。「聖人はなぜ偉いか」と考へます。「なぜ」、ということが言われだすこ

とで難しくなつた。朱子になつて、いわゆる哲学になります。ただし、朱子は、最終的な価値観を、「礼経」を含む「五經」に置く点は、それまでとは変わっていない。そこで、「經書」の価値観による締め付けが、宋代以降、それ以前の時代に比べて大変厳しくなる。というのは、「なぜか」という理屈、理論的裏づけが与えられたからで、例えて言えば、「自分は聖人を偉いと思わない、なぜ礼を守らなければならないのか」、などと抵抗できなくなつてしまふからです。「礼」はどうしても守らなければならぬものとして、より強固な規範になります。

### 礼制の深さと重さ

いずれにしても、礼は、このようにして、一貫して存在し続ける。狩野先生は、すでに、「或る時代の制度は、要するにその時代の礼樂ということになる」（清朝の制度と文學）と言われています。「儒教にて礼といふものは中国に限られたものであつて、ある意味よりすれば今日まで中国に行はれている」、また、「〔大清会典〕について述べ）ある意味よりすれば聖人の定めたる礼は、猶ほ今日まで行はれて居る」（中国哲學史）と言われています。

最初に触れた時は、何のことか分からなかつたけれど、今では不十分ながら納得できるのではないかと思つています。もちろん、狩野先生の論文から片言隻句を取り出して、法と礼とを

理解したと安易に考えて法の理解に応用しようとすれば、大怪我をするでしょう。三千年の礼の全史の重さが、ここにはあります。狩野先生や内藤湖南先生にとつては、このようなことは言わずもがな、というところがある。内藤乾吉先生もそうでした。ところが、若年の頃は、説明してもらわないと分からぬし、説明してもらつても胸に収まらない。学んだ時代の違いもあるのでしようが、私の教養のなきなのでしょう。

### 日本における礼

日本の江戸時代の学者は、伊藤仁斎とか、荻生徂徠とかも、もとは朱子学から出ますから、「なぜ」というところから出發する。狩野先生は、概略次のように言われています。すなわち、日本の古代は礼制を入れた。しかし、江戸時代はそうではなくて、思想を入れた。だから江戸時代の人は、礼制などと言わなない。それが、日本の古代と江戸時代との大きな違いだ（中国哲學史）とね。

だから、日本と中国との違いの背景には、規範意識、別の言葉で言えば文化の違いがある。礼、慣習、法の相互に矛盾がない、それらが相互に完全に矛盾することなく支配している、というのが中国社会の特徴です。そういう文化の我が国における受けとめ方の違いを背景に置かずに、条文だけを見ていたら、また、条文の文章上の論理だけを追つていたら、どこの国の法

を見ても同じになつてしまふ。法の文言上、同じ法定主義なのに、近代の法定主義とどこが違うのか、ということになつてくると、法の背後にある、中国古代の法理の質の違いを見なくてはならないでしよう。

### 「なぜ」という問い合わせ

松田さんは、礼のことを聞きたい、と言われたけど、漢、唐の「経学」は、「なぜ」という発想が稀薄で、ありのままを見ていることがある。天は「なぜ」尊いのか、聖人は「なぜ」尊いのか、というような「なぜ」がない。その意味では分かりやすい。朱子からが難しい。朱子から出た学派はたくさんあり、学派の数だけ理屈が難しくなっていく。しかも、朱子は「経書」が価値の基準だという考え方からは外れない。反駁しがたい理論づけがされているから、その分、「経書」の価値による縮め付けが厳しくなってしまうことになる。もちろん、明代の李卓吾（一二五二七～一六〇二）のような思想家もいますが。

岩野 李卓吾とはどういう人ですか。

奥村 李贊が本名で、卓吾は字です。『李氏藏書』は禁書で、『四庫提要』は「聖を非とし法をなみするもの」として書名のみを記載しました。内藤湖南先生は、「その断固として一家の見を出し、敢て孔子の奴隸たらざる者見るべし」と言つています（『日暮書譚』中の「読書記三則、李氏藏書」。『内藤湖南全集』第二二巻、筑摩書房、昭和四五年）一九七〇年、二三頁）。

松田 現実的な制度として具体的に書き表すことができる、古代から続く礼を、朱子が頭の中でもう一度深く考え直して哲学の体系として組み換えた。そこから、話が難しくなつていった。「なぜか」と問うことが始まつたからである。そしてそれとともに制度として存在したものが、「規制」として機能する側面が強くなつてきた、ということですか。締め付けがきつくなる、という点については、朱子から出たいろいろな学派が、朱子の発想の一部を極端化していくためだ、ということはないのでしょうか。

奥村 どうでしようか。「なぜ」という思索の発生が大事なところで、学派が増えるのもそのためではないでしょうか。制度自体が理論を踏まえたため厳しくなつたのでしようね。

朱子は、言つてみれば、哲学、形而上学で、漢、唐の訓詁学は、形而下の学でしょ。先に述べたように、吉川幸次郎先生の解説を借りると、次のようになります。朱子の学は、「理氣」説と言いますね。「氣」は、分子というか原子というか、目に見えないほど、無限に細分されたもので、運動や現象を引き起こすのは気が動くからである。「氣」が凝り固まると、固体になる。薄くなると、雲とか霞になる。

ところが、それだけでは、森羅万象を説明することができない。例えば、なぜ、あるものは人間になり、あるものは虎や犬になるかの説明ができない。そこに、何かの力が働いていないと、そういう姿が出てこない。その力は何か。それが、「理」

だと。そこまで、「理」や「氣」が考えられると、「聖人がそう

言うから、そなんだ」というだけでは、もはや済まされない。

その「理」は目に見えない、しかし全く見えないと人に  
は分かりようがない、そこで、どこかに「理」が現れないか、  
ということになる。そして、詰めてみると、それは、「五經」だ、  
ということになります。だから、「五經」は、まさに「理」そ  
のものということになる。「五經」は、朱子の研究によつて、  
このように、その存在価値が理論づけられたわけです。だから、  
「五經」は人間生活にとつて動かぬ基準になります。ざつとこ  
のようなことかと思ひます。

一方で、朱子の言つことは「理」とか「氣」というのは形而  
上のものだから、空理空論だといふ批判も出てくる。日本でも、  
伊藤仁斎とか、荻生徂徠とか、朱子学から出て朱子学から離れ  
ていく。しかし、そういうことがあつても、朱子の理論は正統  
だ、と扱われた。政治権力の側が言う大義名分とか、それから  
くる価値觀は、朱子学に根拠を持つ不動の秩序の体系の原理で  
すね。

朱子は、「理」などといふのを考えるのだから、無神論です。  
人間のかたちになるのは、「理」の働きだ、というのだから。  
その人間は「理」に支配されているのだから、人間は「理」に  
沿うて生きないといけない。そして、吉川幸次郎先生の言葉を  
借りて言へば、朱子は、「理」の完全な表現は「五經」だと、  
する。「五經」というか価値觀といふか、それに対する縛りが

きつくなるのは、当たりまえなのです。

#### 滋賀法史学における礼

岩野 このへんの考え方も、奥村先生と滋賀先生とでは違うの  
ですか。

松田 もちろん、滋賀先生も中国思想なども前提にされていま  
すが、法との関連に限定してお書きになつてゐるよう思ひま  
すが。

奥村 滋賀先生と、直接、朱子について話をしたことはあるま  
せんが、朱子が何を主張したかといふのは、事実の問題に属し  
ますから、多分、そんなに違ひはないでしょう。ただ、法や制  
度の説明の時に、直接、「理」とか「氣」の話が出てくるかど  
うかは別です。

岩野 礼の問題については、どうなのでしょうか。やはり、違  
いはないのでしようか。

松田 奥村先生は中国社会全体を覆つてゐる礼を常に意識され  
ていますが、滋賀先生は裁判との関係、家族関連の法意識との  
関係といふように、描く範囲を決めて礼について述べられた、  
ということではないでしょうか。

奥村 そんなに大きく違わないと思いますよ。法意識とか礼と  
か、扱つものも重なつてゐますし。関心の持ち方や、問題に接  
近する方法などには、もちろん、違いやズレがあるでしょうが。  
滋賀先生が「これでいい」とおつしやつてゐるのに、私は、

「もつちよつと書いて下さい」と書評などで言つてゐるということでしょうか。

岩野 滋賀先生が中心を「ここ」と決めて描かれているのに、「もつとこちら」の方まで広がるように描かれたらどうですか、とおつしやつてゐるということですね。お話をずっと伺つていで、やつと自分の間違いに気づいたのですが、私は京都学派という言葉に捉われすぎていたようです。奥村先生は京都学派を受け継ぐ学風、滋賀先生はそれとは違う学風、そんな色分けをしてしまつてゐたようです。

奥村 確かに色合いの違いはあるかもしませんが、それが「学派」というものではないと思います。そのことは後で少し話すことになるかもしれません（本稿四二三一四一四頁）、出身大学ということでは、狩野直喜先生も内藤乾吉先生も東京大学出身ですよ。京都学派かどうかなどという話は、内藤先生は一切されなかつた。原田慶吉先生の『ローマ法』を読むように勧めて下さつたのは内藤先生でした。何度も触れた『輶軒語』は、「学を為すに門戸を分つを忌む」と言つています。

違ひということで言うなら、私が、内藤先生に『輶軒語』の講説を受けたところから、中國法制史の勉強を始めている点で違ひが出てきているのかもしません。

川村 礼の話にもう一度戻りたいのですが、滋賀先生のお考えでは、法が中核にあつて、それは文章化されている、その周囲には、文文章化された礼というものがある。その礼でも捉えきれな

い不文のものが、一般常識としてさらにその周囲に大枠としてあって、それを情とか理とか表現してゐる、そういうことなのかな、と思うのです。奥村先生の場合は、この情とか理も、礼という言葉で表現されているのかな、と思うのですが。

奥村 情・理というのは、人間の行為で何が善で何が悪かという一つの価値判断を持ちます。その判断基準はどこからくるのか。つまり、情・理という言葉で示されるものは礼の枠内にあり、礼から外れる判断は許されないということですね。また、情・理は意識ですが、その意識は礼からは離れられずに形成されている。だから、情・理が持つ価値基準は礼と同じだ、ということです。したがつて、法と礼とは矛盾しない、法と慣習とも矛盾しない。細かいことは別ですよ。そういう状態が、一貫して、旧中国を支配している。

中国革命について言えば、農村で起つた革命が都市を転覆させたというのも、農村も都市も人々の価値基準は基本的に同じだから、農村の価値観を壊して新しい価値観を出してくると都市が揺らぐことになる。価値の基準が壊れるのは同じだからでしょう。

川村 普遍的な価値基準みたいなものを、滋賀先生は、情だとか理だとか表現されている。不文の価値観とか秩序観を、どういう言葉で表現するかですね。奥村先生は、それも礼という言葉で表現されるのでしょうか。

奥村 情・理を礼という言葉で置きかえたらいか、といふこと

とではありません。情・理が礼の枠内にあるということです。普遍的価値基準と言つても、それは、どこから出てきたのか、ということがあります。情・理なる意識が生み出される根元は何か、ということです。それを探つてみると、礼制と矛盾するものは認められない、という社会。だから、礼という枠の中で説明する方が、事柄をより具体的に言えると思うのですね。平衡とかバランス感覚という言葉もあるけど、それは、どこから出でてくるのか、ということを確かめたくなるわけですね。そのへんは、滋賀先生と少し違うかもしない。

川村 話が少し複雑なのは、成文規範になつてゐる礼と、成文化されていない礼があることですよ。普遍的な礼と『大唐開元礼』のように成文化されている礼との関係はどうなのでしょうか。

奥村 礼制は、「經書」のなかで文章化されてくるわけで、やつぱりそれが基本でしょうね。古代に礼は「礼・樂・刑・政」と分化したとされますが、広義にとれば、「礼・樂・刑・政」はやはり礼です。「礼・樂・刑・政」は礼のそれぞれの機能に即して言うので、その中の礼は狭義の礼でしょう。『大唐開元礼』などは、まさに狭義の礼の制度です。

一番の元は何か、古代ではどうかというと、我々の言葉で言う慣習のようなものがあつて、文章化されていない。その慣習で秩序を維持していたという原始的な社会があつて、それから、段々、国家のかたちが出来てきて、支配者が出て、支配権

力が成長してくるとともに、經書のようなものに定着して正当化していく、ということでしょうか。不文の慣習もいろいろ生まれてくるけれども、しかし、その慣習という規範も礼制の大枠を外さないようになるから、秩序の維持ができる。明、清の頃も同じです。情・理もその体制の中から醸成されてくるでしょう。

つまり、慣習とか礼とかが、秩序維持の根元にある価値基準を同じにすることになる、と言えばいいでしようか。狩野先生が、「儒教において礼というものは中国に限られたものであつて」とされますが、慣習と礼とのこのような関係は旧「中国社会」のある種の特徴を形づくっていると考えられます。

『周禮』は漢代に生まれた編纂物ですが、その時点での礼の発展形態、発展段階を示している。同じ周の礼制なのに、「礼記」と書いてあることが違うのだから。それは、あのように經書としてまとまつた段階での違いでしようね。

特に一般的にも春秋戦国のころが難しいところでしょうね。漢代になると、段々決つてきますからね。私は、經書の「春秋」に、もう少し取り組まないといけないと思っています。「春秋」のことは先例になつて、「春秋の礼」という言い方をするわけですから。

貧民の置かれた状態を憂いて、洪秀全が起こした太平天国の乱（一八五—一八六四）だけれども、当初、清朝の官僚で同情しているのがたくさんいて、大官僚の李鴻章などは、「礼教

に違反していなければ、自分も参加したのに」とか言うわけですね。男女平等などというよくな、太平天国側が出してきた政策、新しい価値観が、李鴻章に言わせると、礼制の枠を外れているというわけでしょう。「礼教」というのは、それだけ重いものですね。

この「礼教」は、礼制を核にした価値観というものを表している。

川村 それほどに礼がごく当たり前のものになつていているから、礼という言葉をわざわざ使わずに、情とか理という言葉で表現するようになつたのでしようか。

名城大学での法制史学会のミニシンポジウムでの質疑応答で、「中国の民衆法は、どう理解するのだ」という質問が出されましたけれど、学会の後で、奥村先生は、「それこそがまさしく礼ではないか」とおっしゃっていました。それは、つまり、礼がもう一般民衆のところまで浸透してしまい、殊更に礼という言葉を使わなくなつてしまつた、それを敢えて名づければ、情とか理、あるいは民衆法という言葉で表現されることになる、ということなんでしょうか。

奥村 つまり、血肉になつてしまつていて、ということでしょうか。意識しないで、礼に従つている。一般の農民は文字が読めないし、ましてや経書を読めないですから、社会のシステムを通して、それを教え込まれる。こういう状態が、千年続いたら、どうなるかですね。どういう人々、どういう意識が生

まれるかですね。唐代から数えても千年でしょ。江戸時代の慣習でも、わずか三百年余りですが、かなりの期間残存する。意識ということになると、法史の場合は、法文化の問題ですね。私の頭には、いつもこのことがあって。私の場合、法文化というのは法意識、価値観と同じ意味ですが、文化と言い直してもよい。文化は意識形態です。こういう行動は悪い行為だと区別する基準は何か出てくるか、ということですね。

民衆法という言い方は、一方に国家法というものを置いた言いで、民衆の価値観と国家支配の価値観とが違うという考えがもともとあるのではないか。だったら、民衆法という言い方は適切ではありません。滋賀先生も、民衆法と国家法という言い方をされる場合は、「両者に対立より等質性を認め……その底に原理の不变性を認める」と言つておられます。この件について、私は、「中国における官僚制と自治の接点——裁判権を中心として」（『法制史研究』一九号、昭和四四年）一九六九年）の中で宗譜に見える德目に関連して述べています。

#### なぜ「私法」という成文法ができないのか・再論

松田 伝統中国の社会では実定私法の体系が存在しなかつたわけですが、しかし、日常的には、例えば家族関係についてルールは意識されていますし、取引関係についても、地方ごとに異なるとしてもルールが意識されている。「法意識」というかたちでルール性はあるにもかかわらず、なぜ成文法にはならない

のか。この点については、どう考えればよいのでしょうか。

奥村 例えば尊卑長幼の別と言ふでしよう。それは、もともと礼制です。朝起きたら、尊卑長幼という秩序の体系に、人は、否応なしに、というか自然にはまり込んでいます。この枠から外れたら、反撃がくる。だから、書かれていなくても、あらゆる場所で、尊卑長幼の別というのは出てくる。尊卑長幼の秩序

は、財産の所有にも関係する。家産の所有は「尊」が掌握して、いて当然なのです。

松田 社会の秩序の根元としては、確かに、礼というものがあ

りますが、その一部分だけが成文法のかたちで現れるわけであ

ります。滋賀先生は、情・理を実定化したものが国家の法だと言つておられます。礼と情・理との関係ですが、礼は幅広く生活全般を覆うものであり、情・理は修辞として使われることで、裁判の時の根拠とされるものということでしょうか。

奥村 情・理は、先に言つたように判断基準を持ちます。重ねて言つて、情・理なる「意識」を生み出した根元を、私は考えます。それが、礼の大枠から離れない。だから、結局のところ、法律とも礼とも矛盾しない。だから裁判の時に、情・理という言葉を用いて説得するのは当然です。

ここでは、私法、公法というような言い方は無理なので、そういうことの前に、私権の発想のない法とは何かという問題があります。法の発達形態として、私法の体系を発達させた国も

あるし、中国のような発達のかたちもあるし、ということにならないかな。私権の体系がない、というのは事実であつて、そこから出発して説明しなければならない。滋賀先生はその中から敢て私法を取り出して説明しようとされたのでしょう。そうすることによって、現代の法学に寄与しようと努力されている。

人間生活は、どの国でも同じなわけです。子供や親が死んだら悲しいというのは、皆、同じ。お金を貸したら返せ、というのも同じ。しかし、公法、私法に分けて旧中国の秩序の体系を説明しようとしても無理があるのじゃないですかね。つまり法が不存在なのではなくて、私法が不存在なわけで、そういうかたちの流れに応じた説明の仕方が、旧中国の場合には必要になると思います。中国法史の研究者が全て苦心するところではないでしょうか。

松田 人々の規範意識の部分と、成文法として現れている部分とを総合的に捉えて旧中国の法を説明しようとする、説明の仕方において違いが出てくるということだと思います。描こうとされる対象は、緒なわけですが。

奥村 だから、私自身が滋賀先生とどう違うのか、と言われるところとちょっと困るのですね。問題は、事実の客観認識ですから。ただ客観認識に至る過程で、少し色合いは違つてくる。

## 奥村法史学と中国文化大革命

### 論文執筆のいきさつ

川村 先生がお書きになつた「中国文化大革命——法制史的試論——」（関西大学法学論集）三三卷一号、昭和五八年（一九八三年）は、先生のご業績の中では異彩を放つてゐる一方で、これまでお話の出ていた礼の問題にも深く関係して、その点で、興味深いお仕事だと思うのですが。

奥村 この論文が出たのは、昭和五八年（一九八三）です。現行の中華人民共和国憲法（現在は何度か修正）が制定されたのは、昭和五七年（一九八二）一二月です。しかし、原稿はその前に書かれています。確かに、東洋法制史研究会の第一回目、昭和五七年（一九八二）八月ですが、関西を会場にしてやろうということになつて明日香村に行つたのですが、そこで概略お話をしましたのを、その年の一〇月に関西大学での法制史学会で報告をしました。これがそのまま原稿になつています。ですから、最初の報告は、一九八一年憲法の採択四か月前になります。

文化大革命については、ずっと考えていました。昭和四年（一九六六）に始まるプロレタリア文化大革命の終結宣言が出されたのが昭和五二年（一九七七）。それでもまだ文化大革命の影響が尾を引いていたし、情報もほとんど入らない状況の中で、いろいろなものを集めて書くより仕方がありませんでした。

書いたことで、間違つていなかつたことというか、満足感があるのは、文化大革命という大変に大きな動きに関連して、様々な錯綜した情報の中から、家族法、つまり宗法の問題、いわゆる「血統主義」の問題を抜き出せたことです。

書いた内容を変更する必要は全くない、と今でも思っています。

### 論文の要旨

岩野 かなり長くなりますが、先生がこの論文で、特に「礼」「礼制」について書かれたことを整理させて下さい。奥村先生がこれまでお話しされたことの大切な部分が整理できるように思いますので。

第一…「旧中国社会」というのは、ここでは秦の始皇帝以後の社会をいう。「伝統中国」というのも大体この時期である。前二二一年、始皇帝による中国統一以来、王朝体制は一九一一年の孫文を中心とする辛亥革命によって清朝が倒れるまでの間、基本的には集権的権力機構と成文の法を持つた王朝による統一的支配の体制が続いた。実に二千年を超える想像を絶した異様な長期間である」。

第二…「明・清朝の時代は特に統一的支配の原理、若しくは価値基準が権力機構のみならず、帝国の支配を受ける全ての人々の末端に至るまで徹底的に浸透した時期だといえる。この社会を支える法の形式は成文の法の一大体系である。そして成

文の法を支える原理も、今日、慣習と呼ばれる多くのことがらを含んだ、人々の日常生活に必要な秩序を成り立たせる原理も同一の価値基準を持つていたといえる。

第三・「このような価値基準を一言でいうと「礼」制であつて、法は礼を支えるのが目的である。そこで「一貫した」支配が文字通り存在したというのである。「礼は西周社会（前一二世紀——前八世紀）に発生した社会秩序の基本の原理であり、やはり価値の基準である。後に孔子はこの西周の制度を、つまり西周の礼を理想とした社会的活動を行なつたわけであるが、孔子の当時は……礼の世界が音をたてて崩れようとしていた時期、すなわち春秋と戦国の境目（前六世紀と前五世紀の境目）にあつた。儒学の本宗たる孔子はいわば今から一千五百年より以前の価値をのべているのに、この孔子の思想が、支配の思想として二十世紀に至るまで生き続け……近代の大きな社会変動をみても必ず孔子の名がである」。

第四・「前六世紀末を境として、春秋から戦国と呼ばれる時代に入るのだが、そのころから中国には法を文字に書き現すということが始まり、同時に「法家」の思想が現実の政策面に反映されてくる。始皇帝の法家路線の勝利であつて、儒家は政治上敗退してしまう。「そもそも法家の支配は、過去の価値を否定した所に変革への積極的な意義があつた。……おどろえて混乱した社会の現実を救うには、現実に対処することを優先させ、そのためには過去の秩序や思想は否定しなければやつ

て行けない」。

第五・「ところが変革ののち生まれた国家を安定的に維持するためには一定の秩序の体系の確立と、その体系を成り立たせる根拠が必要であった。そこで探しめてたのが儒家の思想であつたが、もはや西周とは社会が違つていて、儒家思想も統一的集権的帝国を前提として再編成されなければならない。そこで儒家思想の中でも社会の秩序をのべた「礼」が重んぜられるのであって、五経のうちの「周礼」などはこの時代の要請の一つの典型である」。

第六・「この要請の実現のための最初の現われは「五経博士」の設置（前一七八年、武帝・建元五年）であつたということができる。ところが五経はもともと成立事情が異なるわけで、本来それぞれ矛盾する所があるが、それを矛盾しないという前提を置いて統一的に解釈しようとしたのが後漢の鄭玄などの旺盛な註釈活動である。すなわち儒学の体系がこれら註釈学によつて完成されていくのである。儒学はかくて後漢に至つて、支配の根本の価値としての地位を動かぬものとするのである。それ以来、支配の思想として強化・発展の方向をたどり、朱子に至つてさらに強固な思想となるのである。なかんずく「礼」はその本筋が法として伝わることとなる」。

第七・「礼」について。「道徳・仁義も礼に非ざれば成らず、教訓し俗を正すも礼に非ざれば備わらず、争いを分かつ、訴を弁ずるも礼に非ざれば決せず、君臣上下・父子兄弟も礼に非ざ

れば定らず、宦学（官につく心得をまなぶこと）し、師に事うるも、礼に非ざれば親しからず、朝を班（わか）ち軍を治め官に泣み法を行うも礼に非ざれば威嚴行なわれず、祠祠祭祀、鬼神に仕うるも礼に非ざれば莊ならず、ここを以て君子は恭敬撙節退讓、以て礼を明らかにする」（礼記・曲礼上）。このように、「礼はすべての価値の根本であつて、まさに統一帝国の支配の根源である」。かくて礼による理論上の裏付けを得た集権的国家は更に強固な統治形態をとるようになるのである。

第八・「こうして確立した礼の規範は、その後「先驗的価値」として与えられ、先驗的価値に反する行為は社会的な反撃を受けるほか、重要な部分については法によつてきびしく規制す

る、という体制が続き、それが二千年間という異様な長さなのである。そうすると、支配する側も、支配される側も、礼は所与の価値ではなく、あくまで先驗的価値であると認め、動かぬ秩序觀を持つに至る。骨肉と化したわけである。」

第九・「かかる先驗的価値として存在した秩序觀の、最も基本的部分に「宗族」の秩序がある。これは礼制の一つである。男系の血族といふ、一方で自然的要因を持ち、一方で尊・卑・長・幼の四つの身分的な階層の厳守があり、歴代の王朝もこのシステムにのつとらなくては権力を維持し難い」。このことの帰結は以下。「支那において体続ある団体は郷党・宗族以上でない。その長たる父老の収攬こそが成功のもとだが……父老などは独立心、愛国心など格別重大大視していない。郷里が安全

で、宗族が繁栄してその日を楽しくおくれば、何国人の統治でも服従している」（内藤湖南）、「中国人がもつとも尊重するのは家族主義と宗族主義である。だから中国には……國族主義はない。外国の傍観者は、中国人はひとにぎりのバラバラの砂だという」（孫文）、「中国の男子は普通三つの体系的権力の支配をうけている。……婦人となると以上のべた三つの権力のほかに、なお男子からの支配を受けている。この四種類の権力——政權・族權・神權・夫權は封建的同族支配体系・封建宗法のすべてを代表しており、中国人民、特に農民をしばりつけているふとい四本の綱である」（毛沢東）。

第十・「家族・宗族の秩序は個人の身近における規律であり、この規律はまた國家組織成立の原理でもある。権力自身が宗族の規律を保護し、その支配体系を防衛しなければ王朝権力はなり立たない。礼教防衛の任務を負うのは国家であり、皇帝であり、官僚であり、地主であり、父老であり、士大夫である。一方で宗族にとつては、権力に依存することが彼等の体系を保持する確実な道である。先にのべたように、宗譜の類にみられる「德目」が同時に儒学の教えであり、権力の側が人民に要求する徳目なのである」。「まさに恐るべき「一貫した」支配体制というより他なく、本来人為的であつた礼制を先驗的価値と信じ込ませ、中国の人々の骨肉の秩序觀と化してしまつた。これを私は「呪縛」だといつてゐる」。

川村

辛亥革命もこの「呪縛」から中国を解き放つことができ

なかつた、というか、むしろこの「呪縛」に押しつぶされた、と奥村先生は書かれています。そして毛沢東は反「帝国主義」と並べて反「封建主義」というスローガンを掲げてこの「呪縛」と闘い、中華人民共和国をつくり上げ、昭和二九年（一九五四）には「新民主主義憲法」ができる。毛沢東の、日々起きる事態

に対する対応の仕方は、「調査せよ」「経験を総括せよ」という指示に見られるように、現実対処主義であり、「まぎれもなく法家のである」。

岩野　ところが、革命により新国家を建設した毛沢東は、勝利したはずの「呪縛」と再び闘わなければならなくなる。そして、その闘争が文化大革命。毛沢東が起草したと言われる闘争の基本綱領「二六か条」で、闘争目標として、反「四旧（旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣）」を掲げているが、この「四旧」の要こそが、毛沢東が革命成功前に指摘していた克服すべき「封建的同族支配体系『封建宗法』の思想と制度」であった。つまり、成立した中華人民共和国も、社会全体からみて、実は、「呪縛」から完全には解放されていなかつたのだ。こういうことになるわけですね。

しかし、李一哲が、昭和四九年（一九七四）、林彪批判のかたちで、文化大革命の指導者の考え方が「礼」に根ざしていることを指摘し、「礼治ではなく法治」を求めていた。「呪縛」に闘いを挑んだはずの文化大革命そのものに、「呪縛」の刻印が認められる、ということですよね。

ところで、要約第七に出できます「宦学し」というのと、「恭敷撙節退讓」とは、どういう意味でしょうか。

奥村　「宦」は「仕える」こと、仕えるための学問をするのが「宦学」です。結局中味は経書を学ぶ事です。それから、「撙節」の「節」は法度で、「撙」はおもむく。法度に従うことです。「退讓」はへり下ること。こうした態度で「礼」をはつきり示すことをいっています。

法制史からみた中国文化大革命

松田 私も、文化大革命をどう考えたらいいか悩みました。政治分野からの発言はいろいろなされていますが、その本質を明確に述べてあるものには（近年は現れているようですが）なかなか出会えません。私自身は毛沢東個人に原因を求めているのですが、先生は伝統中国から引き継がれている意識との関係で捉えておられます。私にはそのような発想はありませんでした。

ただ、中國民衆というものを考えれば、彼らはこれまでの時代からの連続の中にいるわけですから、どのような出来事もその民衆の中で起ります。毛沢東と中国の民衆との関係については、毛沢東の下で中国の民衆が動いたということから、やはり重要な問題だと思います。その点からすれば、奥村先生のように捉えることも可能かと思います。ただ、文化大革命中の現実社会の悲惨な状況を思うと、そのへんのことまで

含めて説明するのは難しい気もします。

奥村　中国では、法も慣習も礼も相互に矛盾しない。そういう情況の中で革命を起こそうとするのなら、別の価値を持つてこないと、漢代から数えても二千年の歴史を引つくり返すことはできない。だから、太平天国の乱で、洪秀全は、上帝の信仰を掲げて儒教を批判し、主に貧農層を惹き付けて、旧体制に挑んでいく。違う価値のもとで革命が一たん成功したように見えたが、では、「呪縛」が完全になくなるかというと、すぐにはなくならない。段々なくなっていくのでしょうか。

中国革命の場合も、「目が覚めたら社会主義の国になつていた」ということではない。過去と決別するための価値として、マルクス・レーニン主義という異質の価値を持ってきた。そして、毛沢東を中心とする指導があつて、革命が進行する。中国十億の人間の誰もができることがない。傑出した指導者がいて体制を動かしたから、できたのですね。それは、優れたことだと思います。しかし、だからと言つて、旧「意識」が全部抜け切るわけではない。「四旧」とか血統主義とかの旧意識。だから、再度それに打撃を与えるとして、文化大革命になつた。

もちろん、私の言つていることは、中国の長い歴史の「コマ」としての文化大革命について言つているので、文化大革命の現実の経過中は、個人にとっても政策面にとっても極端なマイナス面が無数にあつたはずです。それは松田さんが悲惨とおつしやるところです。マイナス面に直面した個々人は言いようのな

い悲劇です。私は文革の現実の経過中に個人、個々の政策、「出身」による個人への打撃、といったことが、「旧思想」に反対しながら、結局「旧思想」に浸食されているという、文革運動そのものに内在した旧「意識」を取り上げたのです。松田さんがおつしやる現実の悲惨な状況は、理屈で説明しがたいものですが、不合理きわまる悲惨さの根元に「旧意識」が介在しているのではないかでしょうか。

単純に言うと、旧世界、別の価値観のことをしつかり知つたら、今の革命の性質がわかる、そう思つて、この論文を書きました。旧世界のことをしつかり掌握したら違いがはつきりするはずで、したがつて、革命のことも理解できるだらうという考えでした。

川村　論文を最初に拝読した時のことですが、奥村先生がおつしやりたいことは、なぜ文化大革命が起きたかではなくて、文化大革命の現象面の中に、四旧とか血統主義という伝統中国の礼のような考え方方が根強く残っていることが認められる、といふことなのかなという印象を持つたのを覚えてます。

奥村　そうですか。もちろん、そういうものが残つているということは言つたかったことの一つですが、そういう価値観を引つくり返そうというのが文化大革命だったのだ、ということも言つたかつたわけです。

そうした価値観が中国では「先駆的価値」として与えられた、ということを書いたのですが、滋賀先生から、「先駆的」

という言葉の意味がよく分かりません、と言われました。

岩野 文化大革命の評価をめぐつて知識人の間でも随分意見の

対立がありました。が、先生にとつて、特に気になる考え方などありましたか。

奥村 そう、例えば法律家の中に、文革のさ中、「大衆路線」が中国法の特徴だ、と言わされた方がいましたが、この考え方には納得できなかつたですね。「大衆路線」は政治路線で法の理論ではありませんし、そもそも文化大革命のさ中、「中国法」などというまとまつた法はできていません。だから、特徴などは取り出せないわけです。

岩野 私は、予習のつもりで、今回初めて読ませていただいたのですが、お話を伺つて、文字として書かれているレベルでしか理解ができていなかつたのだな、と思います。滋賀先生の学問との比較でお聞きしたことも合わせて考えると、文化大革命を論じたこの論文は、奥村法史学の真髄だと思えてきました。

資料に書かれている一言一句にこだわられる点が奥村法史学の方法の面における基本的特徴であるとすれば、この論文では、奥村法史学の理論面における核心、全ての理論の源流が示されている、と感じます。

### 東京との学問交流

#### 仁井田陞と内藤乾吉

川村 東京との関わりのお話が出てきましたけれど、先生が研究を始められた頃は、今のように、東京に三時間たらずで行ける世の中ではなかつたのですが、東京との間で、学問的な格差みたいなものはなかつたのですか。

奥村 ほとんど感じなかつたですね。東洋史の方は、私には分かりませんが。中国法制史については、そんなに違うということは意識していなかつたと思います。

川村 滋賀先生など東京の研究者の方との交流はどのようにされていましたか。

奥村 初めの頃は、東京まで、特急で八時間くらいかかりましたかね。学会で東京に行きますよね。そこで、一生懸命、諸先生を「つかまえる」という感じでしたね。

仁井田陞先生については、学会の場でご発表を伺うのも一つでしたが、それとは別に、東洋文化研究所の研究室にもお訪ねしました。大塚にあつた外務省所管の建物でしたが、学会以外、特別な用事で東京に行く時は、仁井田先生にお会いするチャンスにしました。

あの当時は、明抄本『宋刑統』が手に入らなかつたのです。ところが、東大の東洋文化研究所に写真があつたのです。結局、内藤先生のお手元の『官板唐律疏議』を持って行つて、毎日、

仁井田先生の研究室に通つて校合した。鉛筆で書き込みました。「内藤文庫」中の『官板唐律疏議』の中の鉛筆の校語は、この時、私が書き込んだものです。あの頃は、若かったから、大胆不敵に仁井田先生に話をしに行きました。先生には大迷惑だつたでしょうが、誠に親切にしていただきました。

内藤、仁井田両先生から、それぞれに伝言を頼まれるのです。内藤先生から伝言を頼まれた時は、それをいいことにして仁井田先生に会いに行きました。内藤先生と仁井田先生の交流は、細やかでした。

仁井田先生は、宋板の『故唐律疏議』を北京図書館で初めてご覧になつて、問題の箇所を写真に撮られ、日本に帰つてすぐそれを内藤先生に送られる、とか、お互に、そういうことで、細やかでしたね。内藤先生は、仁井田先生が亡くなられた後、いつまでも悼んでおられて、唐律板本に関する論点についても、「仁井田さんが死んでしまつて、あの後を続ける気がしなくなつた」とおっしゃっていました。研究者の深い情に感動を覚えたことがあります。

岩野 学生時代、福島正夫先生が早稲田大学にお移りになる時、引越しのお手伝いをしたのですが、仁井田先生の『唐宋法律文書の研究』が再刊（一九六七年）された直後で、この書物の学問的価値についてお話を伺つた記憶があります。

奥村 仁井田先生は、中国法制史研究の大パイオニアですね。先生が出された『中国法制史研究』（四冊。東京大学出版会、

昭和三四年＝一九五九年～昭和三九年＝一九六四年）ですが、中国の法のことで何か分からぬことがありますたら先ずこの本を読んだらいい、と言われたものです。

基礎的な史料研究の成果は、『唐令拾遺』（東方文化学院東京研究所、昭和八年＝一九三三年）、『唐宋法律文書の研究』（東方文化学院東京研究所、昭和二年＝一九三七年）、『支那身分法史』（東方文化学院、昭和一七年＝一九四二年）などですが、敦煌文書も扱われていましたし、もちろん今でも価値を減じない、我々の指針となる立派な研究書です。

法制史学会の見学会にいつも参加されていたので、その時いろいろお話をできました。若い人に親切だったですね。抜き刷りをいたゞくと、「奥村学・兄」と書かれている。ビックリしました。

岩野 福島先生とはご交流がおありだったのですか。

奥村 特には、お付き合いはありませんでした。

#### 岩井 大慧

仁井田先生の他、東洋文庫におられた岩井大慧先生のことにも、時々伺いました。珍しい「六典」の写本があるので調べに行つたのがきっかけです。学部卒業直後の頃です。この時の調査が、遙か後、「大唐六典」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、平成五年＝一九九三年所収）を書く時に役立ちました。先生からは、書物のことをいろいろ教

えて頂きましたが、私が今所蔵している近衛本『大唐六典』初版本（近衛家藏版、享保九年＝一七二四年）は、「六典」を見に行つた頃、何も分からぬ、若年の私如きものために、東京の古書店で確保された上、わざわざお知らせ下さつた本です。私にはもつたいないような本です。今でも感謝している印象深い先生でした。

#### 付 内田智雄

岩野 東京との交流ではないのですが、奥村先生は内田智雄先生とはご交流がおりだつたのですか。

奥村 内田先生とは、京大の人文研での「唐律」の研究会ではご一緒でしたし、近畿部会や学会でもご一緒でした。親しくしていただきました。

内藤乾吉先生がご病気で、大学で講義ができなかつた時、内田先生が代わりに講義をされましたので、聴きに行きました。

立派な本になっている中国農村慣行調査（中国農村慣行調査刊行会編『中國農村慣行調査』第一巻～第六巻、岩波書店、昭和二七年＝一九五二年～昭和三三年＝一九五八年）にも参加されています。

私が人文研の研究会に通つている頃、同志社大学で、中国の歴代刑法志の研究会をされていましたが、時間がなくて、残念ながら出ることができませんでした。研究会の結果は、「譯注

中国歴代刑法志」（内田智雄編、創文社、昭和三九年＝一九四四年）と「譯注續中国歴代刑法志」（内田智雄編、創文社、昭和四五年＝一九七〇年）で示されました。『漢書』刑法志から『新唐書』刑法志まで含まれます。立派な著述で、苦心して口語訳をつけ、また注が優れています。刑法志の類は、この後、近年、梅原郁さんが『譯註中國近世刑法志』（梅原郁編、創文社、上・平成一四年＝二〇〇二年、下・平成一五年＝二〇〇三年）を出されました。

それとは別に、内田先生は『律例對照 定本明律國字解』（徂徠物茂卿著、内田智雄・日原利國校訂、創文社、昭和四一年＝一九六六年）を出されましたし、「大唐六典」（広池千九郎訳点、内田智雄補訂、広池学園事業部、昭和四八年＝一九七三年）があります。近衛本六典が底本で、宋板等による校合が付されています。近衛本六典が底本で、宋板等による校合が付されますが、内田先生は基本文献の研究の大仕事を教えて下さつただけでなく、それを身近に引き寄せて下さつたわけで、随分活用したし、とりわけ『明律國字解』はずつと座右に置いています。

内田先生は小島祐馬先生の強い影響を受けられたと聞いています。幅の広さなど内藤先生と似たところもありました。お宅は内藤先生のお宅のすぐ目の前にあり、私が内藤先生のお宅にお邪魔している時、訪ねてこられたりしていました。

そう言えば、牧健二先生とか、梅原末治先生とか、日比野

丈夫先生とかも、内藤先生のお宅に立ち寄られていきました。たまたま、幸運で鉢合わせしました。当時の人は、そういう行き来があったのですね。

先ほど話にでた敦煌文書でも、内藤乾吉先生は、昭和三三年（一九五八）に「敦煌発見唐職制戸婚厩庫律断簡」を書かれた時、日本では写真でしかみられないで、丁度パリにおられた神田喜一郎先生に頼んで現物を確認してもらつたりとか、そういう付き合いが先生方にあつたのですね。写真だつたら朱か黒か分からぬところがありますし、また、こういう字だけが、確かめてほしい、ということなのですが、今は、こういうことは無理かもしれません。研究者の環境も変わり、何かに付けて余裕がなくなっています。

## 研究会

### 「令集解」輪読会

川村 先生は、学生時代からたくさんのお会に出でておられます。京都大学人文科学研究所の『白氏文集』の研究会、「唐律」の研究会や田中卓先生主宰の「日本上古史研究会」などですが、奥村先生が中心になつて続けておられる「令集解輪読会」は、いつ頃から始まつたのですか。

奥村 大学紛争がありましたね。教員も学生も、勉強が何もできない。そんな時に、「『集解』を読んでほしい」と言つてきた

大学院生がいて、それがきっかけです。荒れていた時代で、毎日が大変でした。時間もきれぎれにしかとれないから、そういうことをしようか、という気持になつて、その大学院生の要望に応じたわけです。そうすることで、少しでも学問の世界にいられれば、と思いました。それが、始まりです。参加者は減つたり増えたりでしたが、途切れることはありませんでした。

一度、近畿部会で報告したことがあるでしょ。例えば分かりやすい例を言えば、「令集解」には文の終りに「耳」という文字が頻出するのだけれども、現代の日本語のままだと、「……だけ」「……のみ」だと理解しがちです。でも、現代語とは違つて、古代の場合は、限定の意味にだけに使われていない。そんなことを、いろいろ勉強したわけです。「但」も、現代日本語のような使われ方をしていないとか、その他です。歴史的な分析を加えていく以前の段階での読解に苦労しました。また、興味もありました。それが、「令集解所引漢籍備考」です。一字一字厳格に読んだ、と皆さんのが言われる時は読めなくて苦しんでいる私を見られたからでしょう。漢語との表現の違いとか、引用漢籍の原典を開けて引用文の前後を読むとか、私自身の勉強だったのです。「令集解」は基本のことを書いてくれているわけですから、精確に理解してから、研究をするということがでなくしてはね。

松田 そうして始まつた輪読会が、その後、関西大学東西学術研究所の研究会の一つになつたのですか。

奥村 そうです。関西大学東西学術研究所での仕事では基礎的なことをする、自分の独自の論文を書く作業は他でやればいい、というのが私の持論でした。研究所では、一人ではできないことをする、というのが私の考えでした。研究所はそれを認めてくれました。それで、「集解」をたまたまやつっていました

から、日本のことを研究されている人の関心も高いし、研究所でそれをしてはどうか、ということになつたわけです。

私の関心は『集解』の中に引かれてる漢籍とか「經書」とか助字とかなんですが、おかげで勉強させてもらいました。古典引用には、それなりの論理があるわけだから、文字比べだけで済ますことはできない。だから、「なぜ、引いているのか」、ということになる。

先にも述べました『玉篇』のこともからみますが、例え孫引きでも、一つの解釈を選ぶのに、「なぜ」ということだつてあるわけですから、典拠が分かれれば、その引用部分の前後を読んで、「令」の文章を考えてみると、そこには出でませんが。勞多くして功少なしの感じでした。私の関心は、そういうところにあるのです。しかし、研究者にはそれぞれの関心がありますから、最終的にはそれぞれの関心に活用できるものを出版しようとしたわけです。

岩野 奥村先生のご退職後は、研究会はどうなつてているのですか。

奥村 『令集解』の研究会は、本来は、京都大学で、森鹿三先

生が始められたものなのです。中澤巷一先生はじめ、林紀昭先生、砂川先生、橋本久先生もおられたと思います。

『令集解』の研究は、三浦周行先生以来、京大には伝統がありますから、その意味では、私が思うに、京大がされるのが理想なのですが、まあ、たまたま関西大学で読み始めたので、私がいる間は、といふことで、関西大学で、中澤先生や林先生、橋本先生、砂川先生にも来ていただいてやつていました。ただ、私が退職をするというので、林先生に引き受けたので、今は関西学院大学で研究会が持たれています。私も、関学に出て行つて、研究会に参加しています。

私は、京大には三浦先生以来の学問の系譜、学統を繋いでほしい、と密かに考えていましたので、京大ご出身の林先生のもとで研究会が続けられていくことを心から喜んでいます。

川村 律令研究会編『訳註日本律令』（東京堂出版、昭和五三年）一九七八年（平成一年）一九九九年）という企画に関係されていますが、あれは國學院大学が主体なんですか、それとも、森鹿三先生でしょうか。奥村先生は、『訳註日本律令』の中の『唐律疏議訳註篇』に「闡詮律訳註」（昭和六二年）一九八七年）を執筆されていますが。

奥村 詳しくは知りません。初めは、瀧川政次郎先生と森鹿三先生でしょう。京都で『故唐律疏議』を読んでいた、その一つの結果が、『唐律疏議校勘表』で、人文研から出されました（昭和三八年）一九六三年）。そういうことで、瀧川先生が、森

先生に参加を説得されたという恰好でしようね、多分。それが、始まりだったんじゃないですかね。

川村 私も、『唐律疏議訳註篇』の最終巻に「雜律訳註」を書かせてもらいましたが、その際、島田正郎先生から、「この仕事は、私が森鹿三先生と瀧川政次郎先生から託されたものです。しつかりやつて下さい」と言われたことを覚えています。

奥村 私の、あの訳は訂正しないといけません。お恥ずかしいものです。翻訳というのは、ものすごくしんどい仕事ですね。何か、上手くいかない。語学の先生なら、もう少しやりようがあるのでしようが。

『唐律疏議訳註篇』については、仕事と言えば仕事になるかもしれません、随分、時間をとられた上、自分としてはいざれ訂正しておかなければならぬ点がいくつもあります。

## 判語研究会

川村 先生は、判語研究会にも参加しておられましたね。

岩野 判語研究会というのはどのようないいな研究会ですか。

奥村 判語研究会は、滋賀先生が「清代判語の研究」（総合研究）

で昭和四七年（一九七二）に科学研究費をおとりになつたのですが、その研究組織として組まれた研究会です。私は、滋賀先生に誘われて参加したのが始まりです。合宿をする形式の研究会です。

お手元の資料の中に、『東洋法制史研究会通信』第三号（平

成元年（一九八九年）に私が書いた記事「東洋法制史研究会」成立の頃のコピーがありますので見てほしいのですが、第一回目の「判語研究会」は昭和四八年（一九七三）三月二六日から二八日にかけて湯ヶ島の翠嵐荘で開かれています。滋賀先生はじめ、佐伯有一先生、中村茂夫先生、宮坂宏先生、森田成満先生が参加されました。重田徳先生も参加のご予定だったのですが、ご病気のためにご欠席でした。その後、若くして亡くなられました。惜しい先生でした。

第一回の研究会は、『槐卿政蹟』の各巻から各人二案件を選択して分担して読みました。

岩野 『槐卿政蹟』とは、どのようなものですか。

川村 清代の判語の一つで、六巻本です。沈衍慶（一八一三～一八五三）の撰になるものです。

奥村 研究会が始まつた頃は、清朝の判語というものについて知りませんでしたから、全く未知の史料であつたのと、文章が読みにくいで、参加の諸先生にいろいろ教えていただけばかりでしたが、学問の門を初めて叩いた時のような、新鮮な驚きと感動がありましたね。

研究会は、昭和五〇年（一九七五）九月一五日～一六日に箱根の静雲荘で開催された第七回目まで続きました。

川村 滋賀先生は『清代中國の法と裁判』で、判語を史料として有効に活用しておられます。奥村先生と滋賀先生のスタンスの違うお話を出ましたが、扱っている史料が違うことも関係

しているかもしませんね。

奥村 そうかもしませんね。

川村 それに、奥村先生は唐代、古代が研究対象ですが、滋賀先生は清代、近世ですから、そこで、情・理か礼かという違いも出てくるのでしょうか。

奥村 私は法史研究の対象を必ずしも古代に限っているつもりはありません。ただ、活字になつたものは、古代のことが多くなっていますね。

### 東洋法制史研究会

岩野 「東洋法制史研究会」というのは、どなたが始められたのですか。

奥村 いわば「判語研究会」の延長でできた研究会です。滋賀先生がご定年になられるというので、初めは記念の出版を考えたのですが、事情が許さず、結局、「判語研究会」のメンバーの中村茂夫先生、宮坂宏先生、私が相談をして、学界レベルの研究会を立ち上げて、そこに滋賀先生においていただいて、学術情報交流やお互いの研鑽などできるようにしたらどうか、ということでお話し始めたところから始まりました。

滋賀先生の退職記念に記念の論文集など差し上げるというのではなくて、逆に研究会を作つて会長になつていただくという負担をお願いするのですから変なことですが、先生は許して下さいました。

「判語研究会」のメンバーの佐伯先生も引き続き参加して下さいましたし、新たに、島田正郎先生も参加して下さることになりました。昭和五七年（一九八二）に第一回の研究会がありましたが、一四名の方が参加されました。今では、日本の法学部における東洋法制史の専家をほぼ糾合できています。

「東洋法制史研究会」は、「判語研究会」とは同じではありませんが、その「学統」を継承しているように思います。

岩野 「学統」以外に、何か継承されているものがありますか。

奥村 滋賀先生は、「東洋法制史研究会通信」六号（十周年記念特集号。平成四年＝一九九二年）の巻頭に「東洋法制史研究会」発足十周年に当たつて」という記事を寄せて下さつてい

るのですが、その中で、「東洋法制史研究会」には、「世間的な野心や虚栄からは無縁な知的廉潔さとでも言うべきものが一本の太い筋として通つているようだ」という本領だけはいつまでも失われないことを願つてやまない」ということを書かれています。この点は、二つの研究会に共通のことだと思いますね。「東洋法制史研究会」の夏の合宿でもそうですが、励みになりますね。研究会では、報告や討議、各人の近況報告があるので、率直な批判や意見交換の中に漂う一種の緊張感は得がたいものですね。もちろん、お互いに励ましを受けることもできます。

岩野 研究会は、夏に合宿をする形式なのですか。

奥村 そうです。例年、二泊三日です。もう二十年以上続いて

いるのですが、ずっと続いていいでほしいですね。

### 国際交流

岩野 奥村先生は中国人研究者などとのご交流もおありだと思  
いますが、いかがでしょうか。

奥村 お手元に、「村井教授の退職を惜しむ辞」というタイト  
ルの文書のコピーがあるかと思います。関西大学の同僚で、税  
法の村井さんの退職を記念した送別文集に寄稿したものです。  
村井 正さんは、税法という最も先端の現行法が専門でしたが、  
中国のことに深い関心を持っておられたことから、親しくお付  
き合いをさせてもらいました。

村井さんは京都の亀岡に住んでおられたのですが、ハーバー  
ド大学のコーヘン（J. A. Cohen）先生やドイツのマックス・ブ  
ランク・インスティテュート（Max Planck Institut）のミュンツ  
エル（F. Müntzel）先生を、この亀岡のご自宅に紹介されました。  
ミュンツエルさんには、私の家に来ていただきたりしました。  
お二人とも実定法を勉強された中国法研究者ですが、中国研  
究の理解の深さには驚かされました。特に、明、清の法の研究  
から始めて現代に及ぶ研究法は、中国理解の正道だと言えます  
ね。そんなことで「東洋法制史学の現状と課題」をまとめる際、  
お二人の作品に触ることができました。

中国については、中国社会科学院の法学研究所、政治学研究

所とのお付き合いが、比較的古いですね。法学研究所では、劉  
海年、韓延龍、楊一凡先生、政治学研究所では、白鋼先生な  
どと知り合いになつて、そんなことで、中国社会科学院に招待  
をされ、行つてきました。その後も中国に行くたびに、これら  
の先生にはお世話になっています。これらの先生は、まさに現  
代中国の先端の思想を持つておられます。どこか、「士大夫」  
の風を感じます。

台湾では私の若年の頃、戴炎輝先生との手紙のやりとりなど  
の交流がありました。きっかけはどうも思い出せませんが、瀧  
川政次郎先生か、森鹿三先生かに紹介して頂きました。私  
持つてある戴先生の『唐律通論』（国立編譯館、中華民国五三  
年＝一九六四年）、『唐律各論』（国立台湾大学法学院事務組、  
中華民国五四年＝一九六五年）は戴先生の贈り物です。若年の  
私を励まして下さったのですが、二冊とも本の扉に、「奥村  
先生指正、戴炎輝敬贈」と書いてあって、お札状をどう書いた  
らよいか苦しみました。

今年（平成一七年＝二〇〇五年）は、一〇月に、中国法制史  
の国際学会が中国で開催されるはずです。出席しないかと招待  
されていて、テーマが礼制なので、もし体力に自信がつけば、  
私もテーマに関係した話をしようかな、と考えているところで

## 溥儒——清朝宗室の一員——

橋川時雄

岩野 内藤湖南先生や乾吉先生のこととは後でまたお伺いしたい

のですが、宇治橋擬宝珠銘のお話の時にお名前の出た橋川時雄先生はどのようなお方ですか。

奥村 中国文学の先生で、戦後、大阪市立大学の文学部におられた後、京都女子大学最後には二松学舎大学に行かれました。先生は、大正一年（一九二二）以来、激動の北京におられて『續修四庫全書提要』の編纂事業を主宰されていました。終戦で事業は中断されたのですが、油印の原稿が台北に残されたので、昭和四年（一九六六）のことですが平岡武夫先生が

台北で王雲五先生と相談をされ、昭和四七年（一九七二）に商務印書館からそれを出版されました。全十二冊索引一冊です。

その関係で清朝末期から辛亥革命後の知識人に実際に広い交際があり、その一端が『中国文化界人物總鑑』（橋川時雄纂、北京中華法令編印局、昭和一五年）一九四〇年。覆刻版、名著普及会、昭和五七年（一九八二年）です。辛亥革命から昭和一二年（一九三七）にかけて在世した四千名を越える知識人、学者から画家、俳優に及ぶ伝記です。齊白石とは親しかったですしうらんふるん梅蘭芳も採録しています。直接取材も多く取り入れられています。丁度激動の中国、知識人が四散する状況の中、学問などで努力した人々を後世に伝えようとされたことは、先生の「例言」

にも見られる通りで、今となつては、もはや分からなくなつてゐる材料が含まれている、貴重な文献です。徐世昌（薛允升）『唐明律合編』退耕堂刊本の序を書いた。退耕堂は徐世昌の書室名のことなど、これでよく分かりました。

北京の学者文人に広く知己を持つておられたので、当時中国人学者に会うのに、橋川先生の紹介を得られた方は多かつたようです。玉井是博先生が、宋本『大唐六典』を見られ、初めて日本に紹介されたのは、湖南先生から情報を得られ、北京の橋川先生の斡旋で写真撮影が実現したと言われています。もちろん、湖南先生とは知己でした。

### 溥儒

私は、大阪市立大学に入學して、橋川先生にもお会いしました。三回生になつて演習が始まつた頃のある日、橋川先生が、私の家に父を訪ねて来られました。真夏でした。真っ白な絹の中国服をきた中国人と一緒にでした。橋川先生は、宇治橋擬宝珠銘の縁故で案内してきました、とのことでした。

白い中国服の紳士は、清朝の第八代皇帝であつた道光帝の曾孫の溥儒（一八九七—一九六三）という人です。字は心畬、恭親王奕訢の孫で、『笑齋畫譜』（九十三）山水部分、溥心畬（責任編集・孫樹梅、発行・榮寶齋、一九九三年）に溥心畬の解説と絵画四二点の図が採録されています。

書と絵画の大家で、有名な方でした。その当時、中国の南方

に張大千といふこれも有名な画家がいたのですが、「南の張大千、北の溥儒」と言われるほどの人でした。もちろん、当時は、そのような方だけは全く知りませんでした。

その日、父は留守だったのですが、急遽帰ってきて、座敷で話をしていた時に、溥儒先生が字を書くと言い出され、紙だ硯だ墨だとなり、私は墨をすりました。この写真に写っているのは、自作の詩のいくつかを書いて下さったのを表装したものの一つです。珍しい印が押してあるでしょ。わずかの時間に、七点の絵と書をかかれました。署名は「溥儒」と「心畬」。印は、皇族特有の意匠が施されています（本稿四三六・四三七頁掲載写真②③）。

溥儒先生は、ノートを一冊と筆と印だけ持つておられたのですが、それを橋川先生に持たせて、ご自分は身一つで何も持たれない。橋川先生は、お供だったのですね。橋川先生のお話だと、「この方は、生まれてこのかた、財布を持って歩いたことはない。みな、お供が持たされているんだ」「自分の好きなところに行くものだから、お供がウロウロするのです」とのことでした。当時は、人間界の外の人か、と思つて聞いていました。中国革命の関係で、結局、台湾におられ、そこで亡くなられました。

その頃は、私は演習が始まつたばかりで、何も分からなかつたのが残念です。今なら、いくらでも問いたいことがあります

岩野 奥村先生の恩師である内藤乾吉先生のことをお聞かせいただきたのですが、奥村先生がお書きになつた追悼文「内藤乾吉先生を悼む」（『法制史研究』二八号、昭和五三年）一九七八年）、「内藤乾吉」（『関西大学総合図書館開館記念 内藤文庫展覧目録』昭和六〇年）によりますと、お生まれは明治三年（一八九九）、他界されたのは昭和五三年（一九七八）。大正一四年（一九二五）に東京大学法学部を卒業。その後、東方文化学院京都研究所（現在の京都大学人文科学研究所）研究員、京都府立図書館長を経て、昭和二四年（一九四九）に大阪市立大学法文学部教授。その後法医学部が独立して、法医学部教授。昭和三八年（一九六三）定年退職ですから、一四年間在職。

大正一三年（一九二四）に、内藤湖南先生、石濱純太郎先生と一緒に渡欧、昭和五年（一九三〇）には訪中されています。ちなみに、石濱先生は、山中永之佑先生からの「聞き書き」のなかにも出でています。中学生の頃に出会い、ご自宅にお邪魔して、お話をお聞きしたことがあるそうです。

奥村先生が入学されたのは昭和二七年（一九五二）ですから、内藤先生が大阪市立大学に来られてから三年目、四七歳になるか、なつっていたかの時です。

松田 内藤先生は「仁井田 陞博士とともに戦後の東洋法制史

学の基礎を築いた碩学」であり、「小島祐馬博士を恩師とした」と、奥村先生は追悼文で書かれています。研究については、「直接的には旧中国の官僚制とその法の研究で、敦煌官文書の研究は特にぬきんでいたが、その学問の背後に旧中国社会を貫く「歴史と文化」を深く見据えていた。従つてその智識は極めて該博、時に湖南ばかりの博覧強記で人を驚かした。書論には強い自信を持ち、自らも書を能くしたが、これも伯健の学問的必然といえるもので、敦煌官文書の研究や正倉院の書の画期的研究を見ると、その必然であることが具体的によく示されている」（内藤乾吉）、のことです。

先ほど狩野先生の著作に関係してお名前の出た神田喜一郎先生は、次のように言われています。「世の中には一つの学問よりないのに十の学問があるかの如く見せかけの名声を博する学者があるが、乾吉さんは十の学問がありながら一つの学問より出されなかつた」。

岩野 内藤乾吉先生の画期的研究というお話をありましたが、どのような意味で画期的だったのですか。

奥村 敦煌官文書に関する画期的研究は「西域発見唐代官文書の研究」（『中国法制史考証』有斐閣、昭和三八年）一九六三年（所収）です。正倉院の書については、「正倉院文書の書道史的研究」（『正倉院の書籍』、宮内庁藏版、日本経済新聞社、昭和三九年）一九六四年（所収）ですね。

敦煌文書については、一言でいえば敦煌文書の攻め方の基本

の「方法」が述べられていることだと思います。また、内藤先生の底の深い知識が総合的に活用されていることがよく分かります。色々のこと、つまり追悼文に書いた「歴史と文化」が動員されているわけで、難解な草書の読みに書法の活用があるのもその一つの例です。

正倉院の書については、中国の書法の全史の知識が無ければ出来ないのですが、これと同じ線上にあり、実に科学的認識というべき「方法」を示されています。神田喜一郎先生も「大論文」と言つておられました。

川村 奥村先生によれば、内藤乾吉先生の座右の銘は「じつじゅう實事求是」であつたとのことです。意味は、「事実に即して真理・眞実を探求すること」でよろしいでしょうか。内藤乾吉先生は、文字通り、「實事求是」を実践され、そのためには極めて峻厳であり、「どこまでも追求の手をゆるめずに、限界を極めて行く手法は眞實の學問の手本のようである」（「内藤乾吉先生を悼む」と、奥村先生は書かれています。事実にのみ忠実であろうとされたので、常に「解放された精神」で学問に臨んでおられたとのことです。乾吉先生のこうした学風は、内藤湖南先生のそれと相通じている、とも奥村先生はおっしゃっています。

岩野 内藤乾吉先生は、どのような授業をされていたのですか。

奥村 授業はね、通史です。立法史と家族法です。特に、唐か

ら五代への法律の動きの、先生の説明は非常に分かりやすかつたことを記憶しています。学部生でしたから、どうして分かりやすいのかは、當時よく分かりませあとはでしたが。ずっと後で、唐から五代への法の動きが分かりやすかつたと申し上げたら、「上手くいっているでしょう」とおっしゃったとことを記憶しています。

太古の話は、「法」の字をめぐる『説文解字』の解の批判で、同時に「法」の字（古文は灋）の要素たる「虧」（解豸）で、神判の存在に一言だけ触れられ、後は春秋戦国以降のことを話されました。もつとも、春秋戦国の法のところでは、「経書」もかなり出てきました。唐宋の間の移り変わりの時代は、かなり時間を割いてお話されていました。家族法は、根本の礼制をさつと話されたと記憶しています。

岩野 いつの時代まで、進まれたのですか。

奥村 清朝末まででした。

川村 奥村先生が発表された論文を、内藤先生が褒めて下さったことはありますか。

奥村 内藤先生から褒められた記憶は、あまりありません。「法律時報」四五卷五号（昭和四八年一九七三年）に「東洋法制史学の現状と課題」を書いた時かな、「君、君、ちょっと、上手くなつたな」と言われただけです。褒められたと感じたのは、その時と、「大化薄葬令について」（関西大学考古学研究紀要）三号、昭和五二年（一九七七年）とぐらいです。「大化

薄葬令について」の方は、狙い所に上手くはまつてある、といふことでした。あと後は、やはり、注文を付けられました。この注文は、これから時間があれば、改めて自分の研究に盛り込んでみたいと思っています。内藤先生からの宿題ですから。

岩野 研究指導のようなことは、して下さったのですか。

奥村 「六典」でも「唐律」にしても読ませるだけ、ということなりでした。「こういうテーマをやつたらどうか」ということなど、もちろん言われません。最初の論文『唐代裁判手續法』も、自分で、これは、と思って書いて、そして、先生に「どうでしょうか」、と持つて行きました。テーマについて、「何をやりなさい、これをやりなさい」というようなことは「一切言われなかつたですね。読ませただけ。」あと「後は自分でやりなさい」みたいなところがありました。

直接的な論文指導は、最初の「唐代裁判手續法」が最初で最後でした。直接的というのは、史料の不足、読み論旨の展開、くどい所の削除、など丁寧でした。しかし、私の論旨自体を覆すということはありませんでした。いかにも未熟な点を指摘するかたちです。後は、自分の考えでいろいろ書きましたが、言わば事後報告です。書いたものには、もちろん、先生から注文がつきました。これが、指導だった。「君、君、ちょっと、上手くなつたな」と褒められたけれど、二五年付き合って、それくらいです。

松田 内藤先生とのことで、何かエピソードはありますか。

奥村 エピソードになるかどうか、こんなことがありましたね。内藤先生のご自宅に時々伺っていたのですが、学生の頃にいつだったか、お訪ねした時に、不用意に、何かを質問をしたのです。今では何を尋ねたのかは思い出せませんが、つまらぬことだったよう思います。

先生はすぐ返事をされる、と思っていたのですが、返事がないのです。先生は、書斎に行かれて、本を何冊か次々に出してきて、黙つて調べ始めた。私は、どうしようもないので、ただ黙つて先生の前で座っているだけです。一時間半！、くらいたつから、「これは、こうやな」と話された。

これで、先生に質問するのは懲りました。質問をするなら、自分でもある程度調べてからにしようと決めました。調べもないで質問することはしないように、改めました。

それはともかく、先生の調べ方を見ていたら、確か、『通典』から始まつた。それから正史の「志」、「本紀」と移り、それが初めて、そこから順番にいろいろ本を出してこられて調べておられる。なるほど、こんな調べ方をするものなのか、といふことで、その点は非常に勉強になつたですね。こういうことか、と納得したことを見えていました。一時間半の苦行のおかげで、それから懲りて、うかつに質問しないようにして、質問をする時は多少調べた上でのことになりました。

また、応接間では、先生と対面のかたちで座りますが、先生の背後に内藤湖南書の「少見多怪」という四文字の額が掛かっています。

ていました。意味をお尋ねしたら、「勉強せん人はおかしなことばかり言う、ということだ」と言われて、それから何時も応接間にいると必ず叱られて、という思いを植え付けられました。今でも、トラウマがあります。

それから、この写真を見てほしいのだけれども、これはね、内藤先生の最終講義の時の写真です。黒板を見たら、何を講義されているか分かります。唐の三省から始めて「敦煌文書」のことを話されました。先生も学生もオーバー着ているでしょ。コンクリートが沈沈と冷えて寒かったです。一月の終わりなのに、ストーブが入つていなくて。そんな時代でしたね（本稿四三八頁掲載写真④）。

もう一枚のこちらの写真は、正倉院展を見に行つて、奥山に廻った時のものです。先生と一緒に写っているのは八重津さんと私ですが、写したのは中埜さん（本稿四三八頁掲載写真⑤）。内藤先生は、正倉院の書の調査で蔵に入つておられたこともあって、お願いして、正倉院展の期間に一緒に連れて行つてもらいました。それから、毎年、お願いして楽しみにして出かけて行きました。書のことや公文書のことを解説して下さったのは覚えてます。お供するのが関西学院大学の八重津、中埜、名城大学の鈴木豊、それと私の四人が常連です。

岩野 どれもいい写真ですね。時代の雰囲気がとてもよく伝わってきます。この写真をこの「聞き書き」と一緒に掲載したいですね。編集委員会にお願いをしてみます。

それから、「少見多怪」の書のことですが、奥村先生は、『関西大学総合図書館開館記念特別展示 内藤文庫展観目録』の中で、この書の解題を書いておられますね。この四字は、「牟子（ぼうし）」（後漢・牟融の撰。隋書経籍志は儒家に、旧唐書経籍志、新唐書芸文志は道家に入れる）の語で「見る所少なく、怪しむ所多し。らくだを見て馬の背中に腫れものがあるという」といつている。知ることの少ない人は間違つたことをいうものだ、といふことで、痛烈な揶揄とれる。湖南は「多怪」どころか「見る所少なく」しかも「断ずる（偏見と独断）所が多い」学人がいると手きびしい。奥村先生のこの解題を読むと、何か、私を叱られているような気がします。

奥村 後漢の牟融の著書の書名です。

### 記念の品

岩野 最終講義は、昭和三八年（一九六三）一月ですね。教室は寒かったそうですが、温かい雰囲気が感じられる写真ですね。内藤先生のお人柄なのでしょうか。

奥村 内藤先生は諄々と説かれる、という風がありました。ところで、この写真は、どうですか。松田さんは、何が写つているか分からんじやないかな。沈家本（じんかほん）の書です（本稿四三九頁掲載写真⑥）。この書は、内藤先生にいたいたものです。表具しないままのものでしたが、帰つてから早速表具に出しました

た。表具のできたのが、亡くなれる二、三か月前ですが、内藤先生に見せに行つたのを覚えています。せつかくいただいたのだから、いたいたい後の報告です。

韓延龍先生が関西大学に来られた時、この沈家本の掛け軸を見せたら、珍しがられました。その後、平成二年（一九九〇）に、沈家本生誕一五〇年記念の国際会議（沈家本法律思想国際学会学術研討会）があつたでしょ。私はその時招待されただれど、行けなかつたのです。そこで、出席をする人に託して、掛け軸を写した写真を持って行つてもらいました。生誕一五〇年記念国際会議に、私の代わりに、写真が出かけて行つたという恰好ですね。そうしたら、沈家本生誕一五〇年国際学会論述集『博通古今学貫中西的法学家』（陝西人民出版社、一九九二年）の口絵に、その写真がそのまま掲載されました。松田さんを通じて、北京大学の李貴連先生からこの論文集をいただきました。

統いて言いますと、沈家本については、『沈家本未刻書集纂』（劉海年・韓延龍編、北京中国社会科学出版社、一九九六年）が公刊されまして、これが、その本の「前言」のコピーです。ここに、「二種由日本關西大學奥村郁三教授提供」「日本關西大學奥村郁三教授表示由衷謝意」とあります。特別に沈家本を論じた活字は、まだ私にはありません。

ポール・チエン先生にも、この沈家本の書跡の写真を差し上げました。ある時、チエン先生は、私の顔を見ると、「無事ですか」と聞かれましたが、どうやら、後から考へると、私のこ

とではなくて沈家本の書跡が無事かということらしいのです。チエン先生らしいユーモアでした。

それから、先ほども話しに出たこの『轄軒語』ですが、『轄軒語』を読み上げた記念に、内藤先生が下さつたものです。昭和二九年（一九五四）のことでした。

### 中国史研究の先達——内藤虎次郎（号は湖南）——

岩野 私は、内藤湖南先生のお名前を、内田智雄先生から折にふれてお聞きしておりました。しかし、どのような学問をされていたのかをよく知りません。現在の法制史学会の若い会員の中には、内藤湖南先生のお名前を知らない方も相当にいるのではないか、と思います。そういうことで、内藤湖南先生のことをお聞きしたいのですが。

奥村 内藤湖南先生の話が出てると思い、年譜を用意してきました。

岩野 慶應二年（一八六六）、秋田県鹿角郡毛馬内<sup>かづのぐんけまない</sup>に出生。明治一六年（一八八三）、秋田師範学校入学。明治一八年（一八八五）、秋田県師範学校高等師範科卒業。秋田県北秋田郡綴子<sup>つづれこ</sup>小学校訓導になる。明治二〇年（一八八七）、綴子小学校辞職<sup>せいしょく</sup>上京して大内青嶽<sup>せいじやく</sup>主宰の仏教主義の雑誌『明教新誌』の記者になる。それ以後、いくつかの新聞、雑誌の記者、編集者を経て、明治二六年（一八九三）、大阪朝日新聞の客員（実は主筆）に

なり、翌年入社。明治二九年（一八九六）退社。明治三〇年（一八九七）、台湾日報主筆となり台北に赴き、翌年退社し、萬朝報の論説記者となり、明治三〇年（一九〇〇）退社、大阪朝日新聞に再入社。論説を担当。明治三九年（一九〇六）退社。明治三八年（一九〇五）と翌年、外務省の委託を受けて海外調査の仕事をされていますね。

明治四〇年（一九〇七）、京都帝国大学文科大学講師となり、東洋史学講座担任を嘱託される。明治四二年（一九〇九）、同大学教授になり、大正一五年（一九二六）、同大学を定年退官。昭和九年（一九三四）、ご逝去。

川村 ジャーナリストとして過ごしたのが一八年間、大学教授として過ごしたのは一九年間。学者になるのは四二歳になるか、あるいはなった年。内藤乾吉先生が大学教授になるのも、五〇歳になるか、なつた年ですから、親子ともども大学に籍を置いた学者としての時間は短いですね。偶然なのでしょうか。

松田 湖南先生の最終学歴は師範学校卒業ということになります。記者としての期間が長い方ですが、当時の帝国大学教授としては、珍しい経歴ではないですか。

奥村 そのことについては吉川幸次郎先生が、『内藤湖南全集』（筑摩書房、昭和四四年）一九六九年（昭和五一年）一九七六年（昭和四四年）の第三卷の「月報」に書いておられます。それによると、京都帝国大学文科大学が創設されたのが明治三九年

（一九〇六）。狩野直喜先生が委員として創設に参加され、創設とともに教授になるのだけど、その狩野先生は、当時の東京帝國大学の中国研究のあり方に強い疑問を持たれていたようで、中国の本来を、中国自体の方法で研究することが重要だというので、先ず迎えるべき同志として湖南先生に白羽の矢をたてた。東大とは違う学問研究をするのに必要なのは何よりも人材、そのためには常識を破る人事こそがむしろ望ましい、と考えたらしい。ただ、この人事が上手くいくについては、木下広次総長の力が決定的だったそうです。東洋学で、東京と京都との違いと巷間言われるものは、このあたりからではないでしょうか。

文部省は、例え孔子さまでも、大学を出ていなければ教授にしない、とクレームをつけたとのことです。

川村 内藤湖南先生のお弟子さんは、どなたになるのでしょうか。  
奥村 それは、たくさんおられるでしょう。京大東洋史学は、多くはお弟子でしよう。神田喜一郎先生はもちろん、最晩年は、貝塚茂樹先生、それから宮崎市定先生かな。

岩野 湖南先生の学問の特徴を一言でいうと、どこにあるのでしょうか。

奥村 一言でといえば難しいですが、ものごとを立証していく方法、対象に接近していく方法だと私は思います。その根本に、先ほど話に出た「目録学」の研究（内藤湖南「支那目録学」「内

藤湖南全集」第一二卷、昭和四五年＝一九七〇年）があると思いますが、「支那史学史」（弘文堂、昭和二四年＝一九四九年、「内藤湖南全集」第一卷、昭和四四年＝一九六九年所収）などは、「目録学」の研究なくしては成り立たない。著書の中では、『研幾小録』（弘文堂、昭和一一年＝一九三六年、「内藤湖南全集」第七卷、昭和四五年＝一九七〇年所収）中の諸論文は重要なと思います。

専門の東洋史のことは一言では言えませんから、分かりやすい例として絵画、批評などを取り上げてみます。これからお話しすることは、一見余技に見えるのですが、先生の学問の一つの特徴が示されています。

内藤湖南先生は書画の鑑定に長けているなどと言われるだけれども、感覚的な批評では批評にならない、というのが湖南先生の考え方です。客観的な根拠を示さなければいけない。「自分は、この線が美しいと思うのだが」というようなことを言っても駄目だ、ということです。「主観的な批評は、批評ではない」と言っています。その当時としては珍しいことですが、「科学的」という言葉を使っているのです。具体的には、作品の客観的な位置づけの問題です。

松田 奥村先生は、「内藤湖南の学問と方法についての試論——那須国造碑の書風を素材に——」（関西大学東西学術研究所紀要）三三輯、平成一一年＝一九九九年）で、湖南先生の学問の特色の一つは、「歴史の発展を捕捉する方法」、特色の第

二は、そのための歴史現象の「客観的認識」に到達するための方法である、と書かれていますが、方法というのは、このことですか。

奥村 そうです。その論文で、湖南先生の指摘も引用していますが、「科学的組織」という言葉を使っておられるところです。実際には、非常に困難を伴います。

松田 引用されているのは、「然れども余は尚今日の賞鑑法に憐焉たらざるを得ざる者は何ぞや」・「余が私見を以てすれば書画の賞鑑法は結局科学的組織による批評の上に成立せざる可からざる者にして」・「余は今日に於て濫雜なる鑑定を杜絶するの道として、科学的組織による批評の基礎に建てる賞鑑法の創立を必要とする」です。

奥村 「科学的組織」というのは、方法の組み立てのことです。「此の如き標準を立てずして慢に武断家の好悪」に任せてしまらない、と主張されているわけです。批評は、個人の好悪とは別のことです。

湖南先生は、絵画史も書かれていますが、歴史をやつても絵画史をやつても、基本となる認識方法が同じです。大きな歴史の流れの中で、問題としている対象の客観的な位置を明らかにした上でなければ批評にならない、という考え方です。『先哲の学問』（弘文堂、昭和二年）一九四六年、『内藤湖南全集』第一九卷、昭和四年（一九六九年所収）で、例えば江戸時代の偉い学者の学問を、湖南先生が顕彰しているわけですが、その

批評は極めて客観的で、湖南先生の学問の必然なのです。その方法を、絵画であれ書であれ学問であれ、何に対しても発揮されるわけです。

『近世文學史論』（政教社）という著書を明治三〇年（一八九七）に出していますが、この書物に書かれているのは江戸時代の學問史で、江戸時代の學術が総括されています。その總括つまり學術史、學問の流れの中に、それぞれの思想家を当てはめて、その思想家はこういう人だ、と書く。『先哲の学問』も、その上に立ちます。中国の場合には、今では世界的に著名な章学誠（一七三八～一八〇二）を顕彰され、その學問の真髓を解き明かされています。伝説的な労作です。

川村 『近世文學史論』ですけど、三二歳の時の作品ですね。この若さでこれだけのものを書ける知識を、一体、どこで得たのでしょうか。

奥村 不思議ですね。湖南先生の学問の基礎を作ったであろう家学は折衷派とされますが、それだけではないと思います。

岩野 折衷派とはどのような学派ですか。

奥村 折衷派の特徴は、寛政異学の禁の後、經説について朱子学の新注や漢、唐の古注など、どちらかに偏することなく、漢、唐、宋、明の諸家の説のすぐれた点を探ろうとすることです。折衷派諸家は考証を重んじ、皆、博学でした。

それはともかく、『近世文學史論』は徳川時代三百年の儒学、国学の歴史を描いているわけで、本当に、これほどの知識をど

ここで得たのか。二〇歳で小学校の教員になり、二二歳で上京、

その後はジャーナリストとして活動をしていますからね。内藤

乾吉先生は、湖南の初期に注意せよ、と言つておられましたが、伝記的資料の中では、私は、まだ、具体的に発見していません。

『近世文學史論』で使われている言葉は難しいから読みにくいですが、読むと勉強になりますよ。言葉づかいは、わざと難しくしているように見えます。江戸時代の學問を知りたいと思つたら、是非、読むといい。相当に力がつくはずです。湖南先生は、三三歳の若さで、十分な知識、考え方の方法を身につけていたような気がしますね。湖南先生は、一種、天才で豪傑ですね。

先ほどから學問の方法についての話が続いていますが、湖南先生の先見性も學問の結果と思うので、順序を気にしないで、少し述べてみましょ。『湖南先生は偉い、鑑識眼がすごい』などと、たくさん的人が言います。それは、なぜかと言うと、その当時では何の評価も注目もされなかつた人の絵とか書とかの中から、湖南先生はこれと思う人を選び出して評価するわけです。そして、恭間の評価は、湖南先生が褒めた作者や作品の評価に、後の時代になつてから気がつく。

富岡鉄斎（天保七年＝一八三六年～大正一三年＝一九二四年）がその例です。「最後の文人画家」と言わ正在る人です。水墨画が主流の日本の山水画の中には、色彩豊かな山水画を描いた。それと、想像力の豊かさが他と比べて群を抜いてい

る。中國にはあつた豊かな想像力のことです。

湖南先生が評価しても、当時は富岡鉄斎の絵はそんな注目されていなかつた。ところが、戦後になつて、「鉄斎は偉い人だ」、ということになり、評価が高まるのですが、そこで湖南先生の先見性が話題になるのです。

橋本雅邦（天保六年＝一八三五年～明治四一年＝一九〇八年）の絵の場合もそうです。橋本雅邦は琳派の中心になつた偉い人ですが、まだその絵が注目されていなかつた時、例えば、帝展が橋本雅邦の「龍虎の図」を落選させ、「平々凡々たる仏画を当選させた」のに対して、「龍虎の図」は優れている、と湖南先生は帝展の審査を批判した。そして、それから十年後に、「龍虎の図」が評価され出す、というわけです。だから、湖南先生を、「すごい予言者だ」「鑑識眼が優れている」などと言う人が出てくるのだけれども、決してそうした感覚的な批評ではなく、先生には、認識の方法があつたのです。

以上のようなことは先に述べた客観認識の方法からくるのであつて、歴史認識も同じです。その方法を使つて、当時の全体からみて質の異なる価値を持ち、それが将来の學術發展につながる研究を選び出します。全体の流れが分かつてゐるから、その時代から飛び抜けたものを先ず選択することができる。こうして先駆的研究もまた選び出しができるのでしよう。

先ほども触れた『先哲の學問』に出てくる先哲の評価も同じ線上にあると思われます。中國の学者では、章学誠の評価もそ

うですが、李卓吾（一五二七—一六〇二）に対する評価も同じ  
線上にあります。

それから、湖南先生の予見能力ということで有名な話で言うと、「唐蕃会盟碑」をご存知ですか。チベットと唐との間で結ばれた条約の内容を中国語とチベット語で刻んだ碑のことですが、九世紀の頃、両国の首都の長安とラサ、それから国境の三箇所にたてられたものです。その後、長安と国境の地のものは失われてしまう。また、ラサに建てられた碑の所在は分からなくなってしまう。湖南先生は、歴史地理を踏まえて、「この街道のこのあたりになければならない」「ここにある」と判断した。そして、そこにはあつたわけです。本願寺の方がチベットに行くというので、確かめさせている。

「内藤さんは偉い。何でもよう知つてゐるし、想像力が働いている」と言われるのだけれども、湖南先生にしたら、絵にしても書跡にしても、碑の所在を探し当ることにしても、認識に到達する方法は一緒なんでしょう。「唐蕃会盟碑」のことでしても、文献をきちつとたどるわけです。

フランス人のポール・ペリオが、明治四一年（一九〇八）でしたか、手に入れた敦煌文書の一部分を北京を持って行き、公開して、世界を驚かせましたが、その時の写真に撮られた部分が日本に紹介され、日本の敦煌学が始まるのです。湖南先生は、「大阪朝日新聞」に、敦煌文書のこの断片の解説を連載します。今だったら比較の材料がありますが、その当時は、そんなもの

はありません。湖南先生はどうしたかと言うと、日本に伝えられたわずかの文物、正倉院のものとか、その他、古いものを動員されています。それらの背後の中国史を見、そしてそれと敦煌文物とを比較する。立派な解説で、今でも、あれほど解説は書けないな、と思います。

目録学の方法が頭の中に入っているから、事柄の全体の中で研究対象の客観的な位置を定めることができた。客観的な位置を定めるのは、こう言うと、た易いようですが、対象物に対する全体の知識がないとできない研究です。この全体の知識の獲得は、並みの努力ではできないことです。

日本についても、江戸時代の学問の流れの大筋、つまり学問史が押さえられているから、各著述の位置づけが正確となり、また、ある著述が大筋から特に抜け出した特徴を持つている、ということが認識できることになります。

湖南先生は、清朝の史学者である章学誠の著書『文史通義』や『校讎通義』などが独特の史学理論の書であることを検証し、「これは、優れている」と批評された。学問史上の章学誠の位置を見定めて、「これはいい」と判定する。そういう客観認識の方法、つまり学問の基本のところを、湖南先生は確実に押さえられていたということです。

岩野　頭を整理するために伺つておきたいのですが、目録学を、どういう学問として理解しておいたら宜しいでしょうか。

奥村　目録学というのは、「漢書」「芸文志」から始まって、清

朝の『四庫全書総目提要』、略して「四庫提要」に至る著述に関する学問ですが、「四庫提要」には類別された各部門の著述の学術上の流別、概要、批評がある。すなわち「四庫提要」は学問史を形成します。その始まりは『漢書』『芸文志』です。

岩野 「四庫」というのは、どういう意味ですか。

奥村 もともと「四庫」という名称は、唐の玄宗の時、漢籍の

四部の分類、つまり經・史・子・集の各部毎に書庫を建てて収納したことから始まります。各部毎に帖や帶の色が異なっているのですが、その点は、「四庫全書」も踏襲しています。

「四庫全書」は、清朝の乾隆帝の時に四庫全書館を設置して

古今の典籍を全国から集めた一大叢書で、清朝政府と清朝学術界の総力をあげた事業でした。「著録」（集めた書物の本文全部を筆写したもの）と「存目」（目録のみを置いて、本文筆写のないもの）とに分かれるのですが、全体を各七部作って、北京をはじめ南方や東北の各地に七閣を建て、それぞれ後世に残そうとした。勅命で、一本毎に「提要」、つまり解題を付したのです。それが『四庫全書総目提要』（「四庫提要」）です。今

言いました学問史として、中国の各時代の学術と個々の著述の性質を知るために必須のものです。

湖南先生は、論文で書籍を史料として取り上げられる際に、例えば「隋書 経籍志に著録されている」などと初めによく書かれますが、それだけで、その著述の学術上の位置や性格を示されているわけです。

岩野 内藤先生のお名前は虎次郎、そして号は湖南です。私は、この湖南という言葉の持つ響きがとても好きなのですが、最近まで、湖南が号だとは知りませんでした。内藤先生は、なぜ号を湖南とされたのでしょうか。

奥村 それは、先生がお生まれになつた鹿角郡毛馬内かづのくにが、十和田湖の南に位置していたからではないですか。

岩野 湖南という、爽やかで趣き深い響きに比べると、お名前の虎次郎というのは、虎という漢字が使われていることもあって激しさというかほとばしる思いというか、とても強い響きを持つているように感じます。

奥村 湖南先生の父親の内藤調一（号は十湾、書室は三余堂）が吉田松陰を敬服して止まない人で、松陰は号で名は寅次郎だったので、自分の子供に虎次郎と名づけたということです。

#### 内藤文庫

川村 湖南文庫は、どのようないきさつから、関西大学に置かることになったのですか。内藤乾吉先生は、大阪市立大学におられたわけですし。

奥村 それは、たまたま、私が、関西大学にいた因縁からです。

内藤乾吉先生はもう亡くなられていましたし。乾吉先生は、藏書をどうするかについて、特にはおつしやつていませんでした。ご遺族の方から、恭仁山荘、湖南先生が晩年を過ごされた京都の加茂町にある山荘ですが、このままでは将来山荘の蔵に

ある本が散逸する心配がある、というお話を伺つて、私は何もできませんが、関西大学に話してみましよう、ということになりました。関西大学はちょうど創立百周年の時で、久井忠雄理事長、稻野治兵衛副理事長、大西昭男学長と相談して、幸い記念事業の一環として受け入れることになりました。ご遺族は学術上の価値を十分考えられた上で決断されました。

内藤藏書は、すでにいくらかは外に出でおり、大阪市立大学には、法律関係のものがあります。国宝級のものは、杏雨書屋、と言つて、武田薫品の武田長兵衛氏のコレクションに入っています。京都大学の人文科学研究所にもあります。清朝の本拠というか、「満蒙」のあたりのもの、それに拓本が多く入っています。一番まとまって湖南先生の学問の全貌を見られるものは、関西大学の三万冊です。

また、関西大学の中には、中心である清朝末期から中華民国にかけての片々たる史料も含まれています。これは、清朝の崩壊前後、物情騒然たる中での湖南先生の情報収集の跡で、もう見られぬ史料があります。羅振玉などの書簡類も重要な史料です。私の手が回るとよかつたのですが、「内藤文庫」専門に閉じこもつてゐるわけにもいきませんし、何より多忙に過ぎました。『内藤文庫古刊古鈔目録』の工夫で精一杯でした。松田さんに、一度、見てもらうのがいいかな。

松田 内藤先生が蒐集された拓本は三千点を越える、と何かに書かれているそうですが。

奥村 『内藤湖南全集』の「月報」じゃないかな（「月報7」、第一巻付録、昭和四五年）一九七〇年、に京大人文研にある内藤旧蔵拓本について日比野丈夫先生の一文がある）。拓本の蒐集は三十歳のころから最晩年のころまで、四〇年間余り続けられたようです。

### 「東洋法制史学の現状と課題」をめぐって

川村 先生は、昭和四八年（一九七三）に、「東洋法制史学の現状と課題」（『法律時報』四五卷五号）を書かれていますが、戦前と戦後では、研究の仕方に違いがあるでしょうか。戦前、戦後に亘つて研究された方と比べてみると、私たちの世代では東洋法制史研究のあり方が何か変わってきているな、という感じがするのです、そのへんは、どうお考えでしようか。

岩野 先ほど、めったにほめることのない内藤乾吉先生が、「君、君、ちょっと、上手くなつたな」とほめて下さつたというこのご論文については、今日の話題の一つにさせてもらおうと思つていました。

奥村 川村さんのお尋ねについて言えば、戦後は、話が細かくなつてゐる面が、一つ。しかし、他方で、表現は難しいが、「拡散」している面もある。「拡散」の意味は、歴史現象の因果の関係を十分に説明しないまま、あるいは研究の目標がはつきりしないまま、結論を求めるのに急であること、と言えましょう

か。時代の必要でそうなつてきただと思うのですが、一九四五年以前の先生たちの研究は、そういうことではなかつた。何かどうしり構えておられる感じがあります。

中国でも最近は開放的になつて、中国人留学生もたくさん来ますが、そういう人たちの考え方も、年配の先生方とは違つようになります。このことについては、かつて、「法制史研究」での書評に、私の考え方を表したものがあります。中国の年配の先生方は士大夫の風がある。何でもよく知つていますし、よく勉強されています。そういう先生たちと、今の若い中国の留学生とは違いますね。日本でも、違つてくるのはあたりまえなのかかもしれません、結局、学問ですから良い方向に向かうでしょう。

ただ、一プラス一は二だ、ということは、学問では、言い続けなければいけない。動かないものもあるわけです。社会の変化もあるから、勉強の仕方はいろいろ変わることがあつても、学問の基本では動かないものがあるはずです。法制史をやるなら、行き着けるかどうか分からぬとしても、最終的目標は「法とは何か」を考えることです。また、学術は知識ばかりが増えても、学問の目的に工夫を凝らさなければ仕方がないでしょう。

川村さんや松田さんの世代は、どうなのですか。  
川村 戰前派の世代と奥村先生、滋賀先生の世代。寺田浩明先生からこちらの世代。研究の対象は変わらないのですが、視野

の持ち方が何となく違つようになります。

仁井田先生の論文をみますと、最初にローマ法のことが書いてあるし、アジアについて書いていても朝鮮、ベトナム、日本などほかのアジア諸国を視野に入れている。私などになると、唐宋しかやつてない、視野も扱う地域、場所も狭くなつてきている。良い意味で言えば専門分化しているということになるのでしょうかが、悪い意味では、中国を四千年として捉えていないところがある。

奥村 それだけ、学問が難しくなつてきてているのではないですか。私は、学生に言つてゐるのだけど、通史を重んずるのです。中国何千年の歴史を、その途中で前後左右を考えずパッと切り取つて結論を求めたらどうなるか、そんなことを考える。これは、自戒の言葉です。言うは易いけれど、実際はなかなか難しいですね。

宮崎先生はもちろんですが、貝塚先生も、甲骨文字から毛沢東までされている。そうやれる、というよりは、通史を見る訓練をされた、ということですね、だからそういうことになるのだと思います。

専門分化が激しくなつてゐるというのは、そうかもしけない。しかし、専門分化だけでこれが済まない面がある。だから、結論を急ぐと先ほど言いましたが、「拡散」した話も出てくるのでしよう。

川村 私の場合、五經、典籍の知識が必要だということは実感

できます。宋代をやつていると、上方の時代には目を向げざるをえない。しかし、下方の時代、明、清には目が及ばない。

これは、私だけの問題なのでしょうけれど。そのへんは、先生の目から、私たちの世代の研究をご覽になつて、どういうふうにお考えですか。

奥村 やはり、細かくなつていて、その特徴と、「拡散」しているという特徴を感じます。ただ、それには、研究や教育の環境の変化も関係しているのではないでしょうか。学問の基本が変わつた、ということではないはずです。学問の基本は、そんなに変わるものではない。客観認識ですから、一プラス一は三にはならない。歴史現象の客観認識にたどりつくのは難しいことではありますけれどね。基本は変わらないと思いますよ。皆さん、この現象はこうだ、と一生懸命考えて、最後には、中国の法とはこうだ、ということころにたどり着こうとされていると思います。

近畿部会での報告だったか、日本の戦後の法史学研究の学説を、十年毎に区切つて説明した報告がありましたが、どういう根拠で十年毎に区切れるのか、また区切る意味がどうしてもよく分からなかつたことがあります。質問しようと思つたけれども、長くなりそうなのでやめたのですが。

岩野 今日の会のために、「東洋法制史学の現状と課題」を予習の意味で改めて読ませていただきました。ご論文が発表された当时と違つて、今は、日本における法史学の歩みに関心を持っています。

奥村 やはり、細かくなつていて、その特徴と、「拡散」して

いるという特徴を感じます。ただ、それには、研究や教育の環境の変化も関係しているのではないでしょうか。学問の基本が変わつた、ということではないはずです。学問の基本は、そんなに変わるものではない。客観認識ですから、一プラス一は三にはならない。歴史現象の客観認識にたどりつくのは難しいことではありますけれどね。基本は変わらないと思いますよ。皆さん、この現象はこうだ、と一生懸命考えて、最後には、中国の法とはこうだ、ということころにたどり着こうとされていると思います。

川村 八重津洋平先生もそうです。関西学院大学の文学部史学科を出られて、昭和三五年（一九六〇）に、関西学院大学の法学部の専任講師に採用され、昭和三九年（一九六四）に助教授、昭和四六年（一九七一）に教授になつておられます。

奥村 ただ、八重津さんは、大学院は、関西学院大学の法学研究科を出ておられるのではないかですか。

川村 そうでした。修士課程は法学研究科を修了されていました。昭和三二年（一九五七）に博士課程に入学されていますが、入学と同時に法学部助手に採用されています。

松田 森鹿三先生は京大で東洋法史を担当しておられました。

つっているせいでしょうか、論文冒頭の次の「ご指摘がとても新鮮でした。」

森先生は人文研で『唐律疏議』の共同研究を主宰しておられ、法学部では『九朝律考』、また『令集解』を講読されたとのことです。

森先生の授業の厳しさについては、中澤巷一先生が森先生への追悼文（『法制史研究』三一号、昭和五六年＝一九八一年）でお書きになつておられます。また、中澤先生、そして名城大学の谷口昭先生からもその授業の厳格さを、私は聞かされました。

岩野 ちなみに、どのように厳しく、厳格だったのですか。

松田 中澤先生からは、追悼文でも書いていらっしゃったことですが、文献の講読時に鋭い質問が飛んできて、雪隠詰になつてしまつた話をお聞きしました。

また、谷口先生からは『令集解』の講読時は、原典（「十三

経注疏」等）にあたつていなない報告は許されなかつたとのお話を聞きました。谷口先生のお話では、まだ院生の頃に、森先生の徹底した原典主義に気づかずに報告をしたところ、森先生は三十分近く何もおっしゃらずジッとか座りになつておられたとのことで、その重圧は大変なものだつたそうです。

岩野 「東洋法制史学の現状と課題」の話に戻りますが、奥村先生は、中国法の継受、継受後の中国法研究について触れた後、江戸期の研究で、荻生徂徠の『明律國字解』や近衛家熙の『唐六典』の校訂事業、それに伊藤東涯の『制度通』、すなわち儒生が理想（古典）だけを見て、「墨劓刑宮」（入れ墨刑・鼻そ

ぎ刑・足きり刑・生殖機能を奪う刑あるいは宮中に幽閉する刑ともいう）が「笞杖徒流」に変化するなどの歴史的発展を見ていないと批判した伊藤東涯の『制度通』に言及されています。明治期では、「新律綱領」や「改定律例」のことと言及された後、明治末から大正、戦前の昭和の台湾や中国の法律調査の成果について触れておられます。

それから、「東洋法制史学の現状と課題」では、中国旧社会研究における大きな論争点が紹介されております。旧中国社会を二元構造だと考える学説があるわけですね。一つは、皇帝から県の小吏に至るまでのピラミッド型の集権的官僚機構。もう一つは、全土にわたる村落や宗族の強い自治組織。両者は、交わることなく対立している。つまり、国家と社会とが分離したものとして、旧中国社会を捉える学説ですね。

この学説が批判的に検討されていく系譜を、奥村先生はたどつておられます。仁井田先生、滋賀先生のお仕事に触れられた後、奥村先生ご自身のご論文「中国における官僚制と自治の接点」（『法制史研究』一九号、昭和四四年＝一九六九年）のポイントを次のように紹介されています。「国家内諸集團の内部規制（民事事件の処理を含めて）が一見自主的にみえるが、それが自主的でない仕組みを、裁判権を素材として論じ、国家の元的支配が社会の末端まで貫徹していたと考えた。国家の権力は二千年以上にわたる儒教の支配論理を人々の意識にまで深く浸透させ、元的支配を安定させてきたのではないか。中国革

命が打倒しようとした対象はいつたいという社会であったのか」。

こうしたことを書かれていますが、この一文を拝見して初めて、先ほど述べましたように、奥村先生の文化大革命に関するご研究の意義や言わんとされていることをよりよく理解できた、と思いました。

ヨーロッパと比較しての、旧中国の法のあり方についても指摘されていますが、ともすれば、ヨーロッパのものを判断基準にして価値の優劣をつけようとする傾向を暗に批判されているのだなと思いました。ご指摘というのは、次の部分ですが。

「過去の中国の法は、ヨーロッパ世界の法とは異質の発想がある。秦漢統一帝国から清朝末期までの王朝体制は二千年余にわたる（個人にとってはほとんど無限の時間）中央集権的政權とそのための法を持ち、しかも発達させ続けた。資本主義発生以前にこれほど長期の中央集権的国家が存在した例はない。この体制が「四旧」を作りあげた。そしてヨーロッパと発想の違う法のもとでも、ヨーロッパより多い人類が生きづけ、文化を創造してきた。「法」とはいったいなものなのかと法制史学徒としては考えざるをえないではないか。したがって、なおさら研究のために実証を重んじなければならない」。

実証研究としては、先ほどの内藤乾吉先生や森鹿三先生の研究会を例示されていますね。

さらに、「東洋法制史学の現状と課題」では、諸外国の中国

研究の現状を紹介されていますね。アメリカで、一九六〇年代以降研究が盛んになるそうですね。国家や財團が力を入れるようになって、学生は奨学金をもらって勉強ができるようになったと書かれています。ハーバードロースクールやペンシルベニアでは講義や演習が持たれるようになる。教授の方は、ペンシル

バニアが C. Morris、ハーバードが A. Mehren、揚聯陞、瞿同祖、J. Cohen の各先生。ドイツでは、Max-Planck-Institut の Frank Müntzel 先生の名前が紹介されていますが。

奥村 一九六〇年代以降研究が盛んになるのは、中国の持つ力に対する認識が広まつたことの反映でしょうね。アメリカやヨーロッパだけで、世界情勢を左右できる時代が終わったということでしょう。

岩野 一九五〇年代初めから一九六〇年代のアフリカ諸国の独立、一九六〇年代後半からの「法と発展」運動が何がしかの影響を与えてるのでしようね。

奥村 その可能性はあるでしようね。滋賀先生からお聞きしたことですが、研究や演習などは本格的なもので、コーエン先生の場合、The Modernization of Law in East Asia のコースを担当され、中国のほかに、日本、ペトナム、朝鮮などが考察対象になつていたし、伝統的な法やヨーロッパとの接觸後の法の変容の問題、伝統法の近代化や日中の法比較などがテーマになつていたようです。

つけ加えると、「東洋法制史学の現状と課題」を出した年（昭

和四八年（一九七三年）から、『法律時報』の学界回顧に「東洋法制史」という独立の項目が立てられました。正確に言いま

すと、現在のように、日本法制史、西洋法制史、東洋法制史という三本の柱が立てられ、そしてこの三分野の専門研究者の手になる学界回顧が掲載されるようになりました。

それまでは、日本法制史と西洋法制史の学界回顧だけが掲載され、東洋法制史の学界回顧が掲載されていない年度もあたし、日本法制史の専門研究者が西洋法制史の学界回顧までされている年度もありました。

昭和四七年（一九七二）一二月の「学界回顧」で「東洋法制史」関係の業績について誤った記述があり、問題になつたことがありました。その結果、「東洋法制史学の現状と課題」というようなテーマで一文を書けということが私に要求されたのですが、併せて、法制史の学界回顧のスタイルも現在のようになつたのです。

岩野 奥村先生の言われた昭和四七年（一九七二）一二月の「学界回顧」は、私も分担執筆をしておりましたので、事情は知つてゐるのですが、このことがきっかけで、『法律時報』の学界回顧のスタイルが現在のようになつた、ということまでは知りませんでした。

### 講義

岩野 今日、「東洋法制史」講義案骨子（二〇〇一年三月、原案一九八五年四月）という表題のペーパーをいただきましたが、先生がどのような講義をなさつてこられたのか、お聞かせいただけますでしょうか。その前に、この「講義案骨子」を紹介したいと思います。

第一章 総論・第一節 東洋法制史学、第二節「經」と「史」、第三節 旧中国思想概説。

第二章 法典編纂史 I——前史・第一節 神判——裁判の始源、第二節 西周——禮と法、第三節 春秋戦国と秦・漢立法史。補論一・孔子の話。補論二・刑罰の変化。文帝の刑制改革。

第三章 法典編纂史 II・第一節 魏晋南北朝立法史、第二節 隋・唐立法史、第三節 唐代法の問題点。補論一・諸葛孔明。

第四章 成文法の諸問題・第一節 罪刑法定主義、第二節 唐朝官職制度、第三節 唐律における刑罰の構造。補論一・日本の中國法繼受。理論の継受と内容の相違の根本。

第五章 儒学思想の展開・第一節 宋以後の社會狀態概説、第二節 統治構造の変化、第三節 漢唐の儒学と宋学。

第六章 法典編纂史 III・第一節 五代・宋立法史、第二節 遼・金・元立法史、第三節 明・清立法史。補論一・私法の不存在の問題。

第七章 宗法——親族・家族法・第一節 古典における宗法、

第二節 同姓不婚・異姓不養、第三節 宗法の諸問題。補論一・七出と三不去の淵源。法と禮。

第八章 裁判法・第一節 先秦裁判制度、第二節 唐代裁判制度、

第三節 宋代以降の裁判制度。

細事と重情、第三節 地方裁判と調停。補論一・私法の不存在の問題。補論二・旧中国における法律学の存在形態。

第十章 現代中国と法・第一節 法典近代化の過程 第二節 「中國革命」と法、第三節 現代中国法。補論一・西周以降の法の全史の概括。補論二・慣習と法と禮――情・理の根元。補論三・

旧中国の学問――事物認識の独自性。

奥村 今日お手許にある「講義案骨子」は、現役最終年度の学生への配布資料の一つですが、完成された資料とは言いにくいものです。少しづつかたちができてきただので、定年前の六年ぐらいはだいたいこのかたちでやりました。もちろん毎年修正したりしながらです。講義時間数は三〇コマ、その中で学生に全てを講義することはできませんから、止むを得ず、途中、章や補論を抜かすこともありますし、年によつて章を入れ替えることもあります。年度によつて、話したところと、話していることがあります。

「史」というからには、時代が変わつて法律が動く、その動きを何とか説明したい。通史と概観を話さなければいけない。そんなことを考えながら、工夫や整頓を重ねてきました。その

結果、このような「講義案骨子」になりました。

第七章の「宗法」と第八章の「裁判法」、第九章の「旧中国社会の特質論」、第十章の「現代中国と法」は、年によつて入れ替えて話しました。私としては、入れ替えるのは苦痛でした。全部話したいわけですから。

夏休みまでの前期で、第二章、第三章、第六章の「法典編纂史」は話し終えるようにしました。ただ、第四章の「成文法の諸問題」は触れていくと、第三章補論一「諸葛孔明」とか第四章の補論一「日本の中国法継受。理論の継受と内容の相違の根本」は話せる年はほとんどありませんでした。

第二章の補論一「孔子の話」、補論二「刑罰の変化。文帝の刑制改革」、第六章の補論一「私法の不存在の問題」、第七章の補論一「七出と三不去の淵源。法と禮」、第九章の補論一「私法の不存在の問題」、補論二「旧中国における法律学の存在形態」、第十章の補論一「西周以降の法の全史の概括」、補論二「旧中国の学問――事物認識の独自性」、補論二「慣習と法と禮――情・理の根元」などは、できたりできなかつたり。大体できかない時が多かつたですが。補論は、年度毎に適宜差し挟んでいる、というかたちですね。

第二章の補論二「文帝の刑制改革」は、滋賀先生の論文が出ていましたから、その論文にからめてお話をしています。第四章の補論の「日本の中国法継受。理論の継受と内容の相違の根本」は、「日本古代律令の中国法継受の一側面――万葉集の一、

二の用語を素材として」を書いた時の構想のようなもので

それから、第六章の補論「私法の不存在の問題について」を話すことができたのは僅かでした。成文法主義と重なるところがあるので、まあ、よからう、ということで、そうしました。第七章の補論一「七出と三不去。法と禮」は、明日香での講演が基になっています。

第九章の補論二「旧中国における法律学の存在形態」は、夏の東洋法制史関係者の合宿とか、近畿部会などでも話をしたものです。目録学を根底に置いて、それを適用してみたのです。学生は分からなかつたと思います。第十章の補論二「旧中国の学問——事物認識の独自性」、補論三「慣習と法と禮——情・理の根元」も、目録学と関係のあるところです。

立法史を話す時には、この立法史表を配布して話をしました。滋賀先生もお話になつていて「編勅」のことは、五代から宋にかけて唐の律令が崩壊し、「編勅」が法創造の主流になつていく経過の話です。

講義案は、全部原稿があるのでから、少しづつまとめてみようかと思っているところです。ほぼ出来ているのですが、

退職後も、薛允升の関係の仕事とか、関西大学の東西学術研究所の仕事もあつたので、なかなかできませんでした。

岩野 第一章は「総論」で、「東洋法制史学」とは何か、といふようなことをお話をされておられるのですね。第五章は「儒学思想の展開」というタイトルになつていますが、これは毎年お

話ができていたのですか。

奥村 第一章は「東洋法制史学」と「学」をつけたところが、意味あります。第一章も第五章も必ず話しています。第一章は「東洋法制史学の現状と課題」から、第五章は訓詁学から宋学への転換がその内容で、いわば後半の序論になります。

川村 私は、最近は、法典編纂史は、一回で終えてしまつています。十年前に講義を担当し始めた頃は、前期は法典編纂史の話をして、後期には家族法とか刑法の総論的なことを話していましたが、セメスター制になつてくると、このかたちではできなくなるのですよね。

それで、法典編纂史は春学期の最初の方に無理やり押し込みて、春学期の残りは儒家や法家の話や、前近代中国法の特質の話などをします。秋学期には刑法、訴訟法、家族法の話を三年に一度のローテーションで、つまり今年は刑法、翌年は訴訟法、その次の年は家族法という順序でしています。セメスター制だといきなり秋学期から履修する学生もいますから、独立性を持たせないといけないので、そうしています。

松田 私は学生にとつて理解しやすいのではないかということで、清朝末期の法典編纂の動きから話を始めています。その前提として、皇帝統治下での法典について知るためにと、いうことで、律に関連する法典編纂史を一回で話しています。その後は、律の特徴、伝統中国の家族関係の特徴、裁判制度の特徴、民間にみられる慣行などを話します。奥村先生の講義案の儒学思想

にあたる部分も入れることができたら、と思っているのです  
が、不勉強でまだ入れることができていません。

奥村 私も、同志社大学で長く講義をさせていただきました  
が、最後の二年ぐらいは確かセメスターだったと思うのです  
が、同志社大学は上手くやつておられて、通年で履修する学生  
が多かったです。

私は、秋学期の授業で、裁判制度や家族法を話すにしても、  
法律の仕組みとか、成文法の仕組みが分からなかつたら話がで  
きないから、春学期の立法史を聞いて欲しい、聞かなかつたら  
後半部分はなかなか分かりませんよ、と四月の初めに学生には  
言つていました。

#### 中国法史における通史

岩野 先生は、宗法や裁判制度の講義の際も、法典編纂史のよ  
うに、古い時代から新しい時代へと通史的に時間的順序でお話  
しされていたのですか。

奥村 お答えしにくい質問ですね。裁判制度というのは、よく  
考へると、「史」が成り立つかどうかといふのは、なかなか難  
しいことになりますね。宗法もそうです。現実にはいろいろ変  
化はありますが、宗法の根本は古代に遡りますからね。ですか  
ら、通史的に話しているのか、という問われ方に答えるの  
は難しいですね。通史という柱立てが、はたしてできるのかど  
うか。

「史」というのが、質が変化している過程だ、とこういうの  
なら、そういう裁判法史を描くことは難しい。なぜか、を説明  
しなければならないけれども、その説明自体そう簡単ではな  
い。そのへんのところが、旧中国の法の特徴かもしません。  
その点、立法史は可能です。

こういう例で言うと、少し分かるかな。罪刑法定主義という  
原則がありますね。これは、三世紀に生まれて、ずっと清朝末  
まで続く。そうすると法定主義で「史」が描けるか、というと、  
その間は描けないでしょ。三世紀以降はこうだ、ということは  
言えてもね。また、成文法主義、と私は言つているのですけど、  
つまり文章になつてゐる法律が法律なのだ、という考え方・原  
則も漢代あたりからずつと統いていますからね。元朝だけがち  
ょつと違つけど、それでも成文法主義は外れません。「例」と  
いうものを立てますから。こんな風に一千年前で統一するわけ  
ですね。その二千年の間の質の変化が描けるか、と言つても、  
難しいのです。細かい制度の変化はむろんあります。

変化を捉えてということになると、「史」が描きにくいい。では、  
「史」が描けなかつたら歴史がないのか、というと、そうとも  
言えない。そのへんのところが、旧中国の法の特徴の一つだ、  
と考えて、今は説明していくほかはないですね。何が「史」か  
という観点に余ほど工夫しないと、と思つています。

中国の法律の歴史でも裁判の歴史でも、春秋時代と戦国時代  
とが境みたいたいものですね。春秋の特性とそれ以降の特性とを

比べてみると、「史」が描けるかもしれないけれども、これだけでは大雑把に過ぎ、中國何千年の「史」は分からぬと思ひます。

川村　中國の場合は、変わっていないんだ、という方に正統性があるし、権威づけになるのですね。変わっていないのだ、という方が大事なのです。だから、常に、例えば唐律の根元なんかを説明するのに、周代以前にそれはあつたのだ、と説明することになるのですね。

奥村　礼制そのものも、経書というかたちで文字になつていませんからね。一種の先例なのですね。法律が成文法であるかないか、という、法律の世界だけの話にはならない。だから、構えて話さなくてはならない面があります。このことを学部の学生に理解してもらうのは、困難ですね。説明できないといかんのですが。

### 講義のかたち

岩野　中国法史の特徴をわきまえない質問をしてしまい、失礼しました。ところで、川村さんは、刑法、家族法についてどのようにお話をされているのですか。

川村　現代日本ではこうだ、と先ず話をして、次に唐宋中国ではこうだ、と話すという、ただそれだけのことですが。こう違うのだ、あるいはこのへんが同じなのだと、ということは、学生自身に考えてもらうことにしています。

岩野　そうすると、現代日本法の特徴を浮き彫りにする、ということに主眼が置かれている。

川村　それと、現代日本法の考え方が全てではないのだ、とうことを分かつてもらうことも考えています。ただ、なんでこうしたやり方をしているかというと、例えば家族法は選択科目なので、履修していない学生には知識がないのですよね。いきなり唐宋中国の家族法の話をしても現代日本との比較ができる。それから、履修していても、ほとんどの学生の場合は試験のための知識にしかなっていないから、比較ということができない。そんなことで、結局、こういうやり方になつてている、ということなのです。

岩野　松田さんも、川村さんのような講義スタイルなのですか。

松田　学生たちが現代の法を前提にしているのに対し、それは違るものがあるという形での説明はしています。五刑とは何か、というようなことから始めて、予め非常に細かく刑罰を定めていて、裁判をする者の量刑についての裁量を認めていい法典の存在を挙げることなどで、自分たちの生きる社会の法制度と発想の異なる法制度も存在するのだという点に気づいてもらう、との意味を授業に持たせている面が大きいです。

## 法学部における法史学

### 法学部における法史学の存在意義

川村 先生は、関西大学に昭和四二年（一九六七）においてになり、それから教鞭をとつておられます。昭和四〇年代ですと、法学部教育の中で東洋法制史はどれくらいの重みをもつていたのでしょうか。一般的に言つて、各大学の法学部、法学教育の中で東洋法制史の位置づけもかなり変わつてきているのではないかと思いますが、そのへんのことについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

奥村 法制史は、実定法中心という環境からすれば、全体として、そんなに重くは見られていないなかつたのではないか。途中、状況が変わつたような感じを受けたのですが、最近、また、「法制史は不要だ」という雰囲気があります。人にもよりますし、皆、どう考えているかよくは分かりませんが。

川村 内藤乾吉先生のような方が法学部にいらして講義をされている、奥村先生は乾吉先生のもとで勉強をするということで大阪市立大学に進まれたわけですけど、奥村先生のような方はそういひわけですね。東洋法制史にしても西洋法制史、日本法制史にしてもさうですが、それにもかかわらず、法学部に法制史をおき続けていることの意味はどこにあるのでしょうか。

奥村 法制史という学問は、最終的には「法とは何か」という問題に行き着きます。一般史の場合、「法とは何か」に特定

しません。それが、一つかな。

二つには、「法とは何か」というのは法の原理的な問題ですから、法学部で学んでもらわなければ困る。中国の場合は、世界の人口の五人に一人は中国人なわけですから、世界には、特に日本には中国の法の過去や現在を無視できない、緊急且つ現実的な必要がある。これは、昔から言われていたことです。

それから、法制史が実定法の勉強に役に立つか立たないか、という議論があるけれども私に言わせれば、法制史の成果、また法哲学の成果をどういうふうに活用するか、というのは実定法学の研究者の問題です。法制史家の問題ではありません。例えば、中国の法史を勉強しないで、「不要だ」などという。法制史を勉強しない、振り向きもしない、だから何も知らず、それでいて、「役に立たない」と言うのは、学術価値の中心が自分だけにあると考えるからで、傲慢という外ありません。

法制史は、法なるものの原理を問題にするのですから、学問の問題です。即物的に誰かの役に立つ、立たないという話のレベルの問題ではありません。

田中耕太郎先生も小野清一郎先生も、中国法制史を勉強されています。実定法学という学問の研究上のある必然だったのでしょう。自分のことで言いにくいのですが、関西大学で同僚であつた高橋三知雄という民法の先生がいて、彼は秀才でしたが、惜しいことに三七歳でなくなりました。彼は『代理理論の研究』（有斐閣、昭和五一年）一九七六年。『法律時報』五〇巻

三号、昭和五三年』一九七八年に沢井、高森両教授の追悼文がある」という本を残しました。その「はしがき」に、「また、專攻を異にするが、奥村郁三教授（東洋法制史）との法の本質や學問のあり方についての意見交換から得られる教示は私の支柱である」と書きました。私としては、面映ゆくて、人に言うのがはばかられるのですが、こういう学者もいるのです。彼は情熱をこめて學問をやっていました。私というより、法制史に何かを必死に求めていたに違いありません。

法制史の位置づけについては、こんなふうに考えていました。むしろ、関心を持つていてる学生は多いと思います。いかがですか。

#### 冬の時代の中で

定年退職してから、大学院での演習はないけれど、講義はしている。講義ですから、聽講は実定法の院生です。今年で三年目ですが、熱心で、喜んで聞いています。学生が、中国との比較で、いろいろな違いを知るだけでも、頭が柔軟になつていだらう、と思っています。こういう考え方もある、あいいうことが価値の中心だなどと思つたのでは独断と偏見が生まれます。

ロースクールが始まつたことで、周りの環境が、また、一段と変わつてきているのではないですか。法制史は役に立たない

い、そんな分野に人件費はかけられない、実定法に人が必要だし、弁護士にも来てもらわなければならぬ、とか、周りの環境が変わってきている。私は、こういう意見を述べる実定法の人の學問に対する態度に問題があると思います。もちろん実定法学者全部ではありません。若い人は、しかし、特に周りから言わると、焦つてしまふ。しかし、環境の変化に動じてはいけないと思います。冬の時代は、しかたがないにしても、一喜一憂していたら、學問はできません。冬の時代が、永久に続くわけではありません。どこかで、必ず行きづります。

戦後の學問は発達したというけれども、過去の累積があつての発達でしょ。戦争中、我々の先駆たちは何をしてたか。勉強していたのですね。耐えて、勉強を忘れもしなかつたし、放棄もしなかつた。大学で温存すべきものは温存しました。つまり、學問の世界の温存です。戦後の學問の発達は、こうした先駆の努力の基礎の上にあります。それを土台に進歩するわけです。『法律時報』に載せた論文「東洋法制史学の現状と課題」でも、學問が歴史的にずつとつながつて成果を重ねて発達するのだ、という思いがありました。

おわりに――お話をお聞きして――

川村 研究者の生涯は最初に本格的に読んだ文献によって規定されるような気がします。私の場合、それは宋代の判語『名公

書判清明集』という即物的で俗な史料だったのですが、奥村先生の場合は『輜軒語』でした。先生の、経書を中国法史理解の背骨に据えて、全体を把握しつ部分を緻密に捉えてゆくといふ「学問の基礎」は、まさにそこに発しているのでしょうか。

奥村先生の師である内藤乾吉先生は、研究者に必要なものを理解した、優れた教育者であったと思います。そういう出発点があつたからこそ、『唐六典』『故唐律疏議』『令集解』といった基礎的文献への深い理解が生まれてきて、文化大革命のような現代中国のできごとについても歴史的な視座から分析を加えられる。基礎ができているからこそ、日本古代史などに視野を転じても、ぶれない。

奥村先生は、最近の学問は「拡散」しているとおっしゃいましたが、私のような後学は、背骨が通っていない、基礎ができていないので、学問も「拡散」したままなのだ、と痛感しています。それは、精神的な余裕の問題なのかもしれません。勝手

な思い込みかもしませんが、昭和三十年代までに学問の基礎を造られた先生方には、それだけの精神的な余裕があつたのでしょうか。戦後の混乱期を余裕のあつた時期と形容することはおかしいのかもしれません、価値観の大転換期こそ、自己を確立するために、じっくりと考えを進められるときなのだと思います。ちょうど、春秋戦国という混乱期に、諸子百家という思想家の群れが輩出してきたように。その時期を逸した私のような後学は、与えられた価値観を消化するのに精一杯で、基礎を

固めるための精神的な余裕がないまま、じつくり考へるということもないままに、狭い問題関心に沿つて研究を進めてきてしまっている。

奥村先生が大阪市立大学で受けられた授業や、内藤乾吉先生から得られた教えなどを伺っていますと、なんて贅沢なんだろうと、うらやましさを覚えます。基礎がきちんとしているからこそ、文献を楽しみながら読んでゆくことができ、事実を発見してゆく楽しさを心から味わうことができるのでしょうか。滋賀先生が『中国法制史論集——法典と刑罰——』を上梓された後に、「事実を明らかにしてゆくこと、とりもなおさずそのことがおもしろいのだ」と語つていらしたのを憶えていますが、基礎ができるいない者は、それこそ、事実を追及するために文献を読み込んでゆくことのおもしろさを充分に味わう余裕がないのではないかと自省しています。

松田 私は一九八〇年代半ばに大学院に入ったのですが、それ以降、学問の場としての大学はどうなるのであろうかとの不安が年々強まっています。

今回、奥村先生から、先生の学生時代から今日に到るまでの様々なお話を聞きまして、東洋法制史という学問について多くのことを考へることになったのはもちろんのですが、もう一つ、かつて学問の場としての大学を支えていた背景に、お話を通じて触れることができたことに大変感激しました。

ただ同時に、逆にこのような大学の雰囲気には一体どの世代

までが触れることができたのだろうか、もし自分がからうじて触ることのできた世代だったとしたらどうなるのか、と新たな不安がでてきました。

時代による変化は避けざるを得ず、それに応する柔軟性はもたねばなりませんが、一方で、先生が学問を志す者は動じてはいけないとおっしゃったことを大切にしていきたいと思います。

そして今回、何と表現すればよいのか難しいのですが、先生の獨特の学問的背景に、時間をとつて触れさせていただけたことに感謝しています。今後も学会や研究会でお会いできた時は、いろいろ教えていただけたらと思います。

**岩野 奥村先生は、敗戦後、心の中にぼっかりと穴の開いた状態になられる。そのような精神状況にある先生に転機が訪れる。きっかけは、宇治橋の擬宝珠銘の制作のために集まつた中国研究の大家との出会いである。朱で書丹がなされ、字が彫られていく様をつぶさに見ておられた先生は、中国文化の奥深さに感動を覚えたという。やがて、先生は大学に進学され、中國法史の研究を始められる。**

私は、インタビューの後かなりの時間が経過してから、「擬宝珠銘の現在」、が気になりだした。擬宝珠銘は二つで、一つ

は吉川幸次郎撰、内藤乾吉書のそれであり、もう一つは橋川時雄撰・書のそれである。先生にお尋ねしたところ、「平成八年（一九九六）に宇治橋が架け替えられ、擬宝珠は取り外された」、「現

在の宇治橋にも擬宝珠銘はあるが、それは模刻されたものである」とのこと。取り外された擬宝珠の所在は先生もご存じではなく、「どこかに保管されているとしても、銘は、ペンキを塗り重ねられたり、自動車に接触されたりしていたから、原型を留めないほど痛んでいるだろう」とのことでもあった。したがつて、今は、制作当時にとられた僅か十枚程の拓本でしか、オリジナルの銘を見ることはできないようである。その拓本の多くも散逸している可能性がある。

奥村先生は、菟道校百年誌編集委員会『菟道校百年誌』（昭和五二年＝一九七七年）の中の、擬宝珠銘についての叙述箇所をコピーして送つて下さった。菟道校とは、現在の菟道小学校である。菟道小学校のホームページには、菟道という校名は明治三年（一九〇一）以来のもので、「校下住民の氏神である菟道稚郎子（うじのわきいらつこ）」に由来するらしい、といふことが書かれている。『菟道校百年誌』の編集委員長は辻利雄という方で、擬宝珠銘の文化的価値を深く理解され、だからこそまた擬宝珠銘を非常に大切にされ、茶問屋を経営されておられることから、お店の「抹茶」缶にもこの銘を使われているとのことである。『菟道校百年誌』にも、裏とびらを活用して、擬宝珠銘の拓本を載せておられる。

『菟道校百年誌』の中で擬宝珠銘について解説を書かれているのは、京都大学名誉教授で中国文学の大冢清水茂先生で、この方に執筆を依頼されたのも、辻氏とのことである。解説で

は、擬宝珠銘について、「昭和の金石文として後世に永く伝えられるべき文化財である」と述べられている。

擬宝珠銘は、正確に言うと四つあった。宇治橋は東西に渡されているが、南側の欄干の両端に内藤先生、吉川先生の手によるものが一つずつあり、北側の欄干の両端に橋川先生の手によるものが一つずつあったからである。奥村先生によれば、この四つは別々に書丹され、彫られたので、例えば、同じ内藤先生、吉川先生のものでも微妙な違いがあるが、しかし、別々に制作されたとは思えない出来栄えである、とのことである。書丹とは、擬宝珠の上に朱筆でじかに書くことである。

「橋川先生の書丹は隋末の書風、内藤先生の書丹は唐初の書風である。お二人とも、宇治橋が初めて架橋された大化二年（六四六）の頃に我が国で学ばれていた中国文化を現したい、といふお考えを述べておられた。内藤先生が書丹をされた銘文は吉川幸次郎先生の作で、橋川先生が書丹された銘文は橋川先生ご自身の作であるが、吉川先生、橋川先生は共に、銘文についても正しく当時の中国の文章の作法に則つておられる。これは、今から考えると、中国の學問をする人なら当然の「構え」であったのだと思う。ましてや、吉川、内藤、橋川先生という大家が集まつて相談されたのであるから、あれこれ考へた上ででのことではなく、ごく普通に出てきた発想だつたのであろう。以上は、「擬宝珠銘の現在」についてお尋ねした時に、奥村先生がお話し下さったことを私の言葉でまとめたものである。

同志社法学編集委員会のお許しを得て内藤先生、吉川先生の擬宝珠銘の拓本を掲載したので（ただし紙面の大きさの都合で、本来一つに繋がっているものを上下二段に分けて掲載している）、『菟道校百年誌』にある清水先生の読下し文を掲げておきたい。

同志社法学編集委員会

の  
野

洪流湯湯たり

青壁は蔚簷として

丹崖は輝煌たり

北は京都に達し

南は奈良を控ふ

人間の利涉う

爰に津梁を構ふ

聿に大化より

麟かに千祀を歴たり

鳳は雲表に翥り

塔は江汜に涌く

地氣噴薄して

茗苑は云に美なり

海の内外より

遊人は戻り止る

国家安きに底る

乃ち貞金を鑄て  
用つて橋闌を飾る

十六と復た四

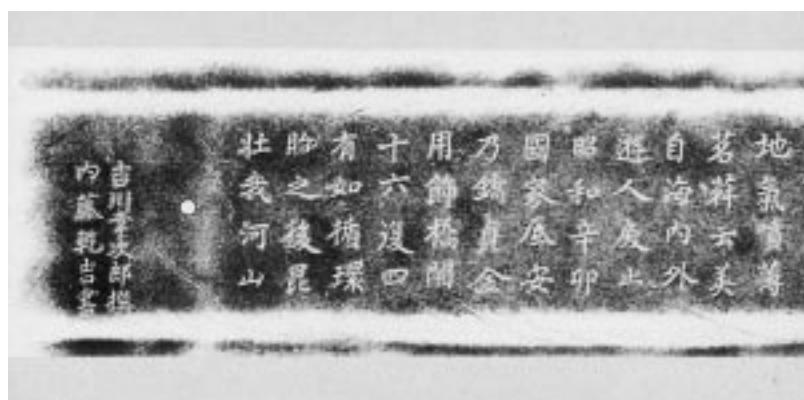
循環の如き有り

之れを後昆に賜り

我が河山を壯んにす

私は、川村さん、松田さんと一緒にたくさんのこと伺つて  
いた時、奥村先生の学問の奥にあるものを的確に表現できる言  
葉を探していたのであるが、擬宝珠銘のことをお聞きする中  
で、ようやくその言葉に出会うことができた。学問をする人と  
しての当然の「構え」、という、ずつしりと重く、そして凛と  
した響きを持つ言葉である。

奥村先生へのインタビューは二回行なわれた。平成一七年  
(二〇〇五)一月二九日と同じく三月一九日である。場所は、  
共に、関西学院大学大阪梅田キャンパスKGハブスクエア大阪  
の会議室である。



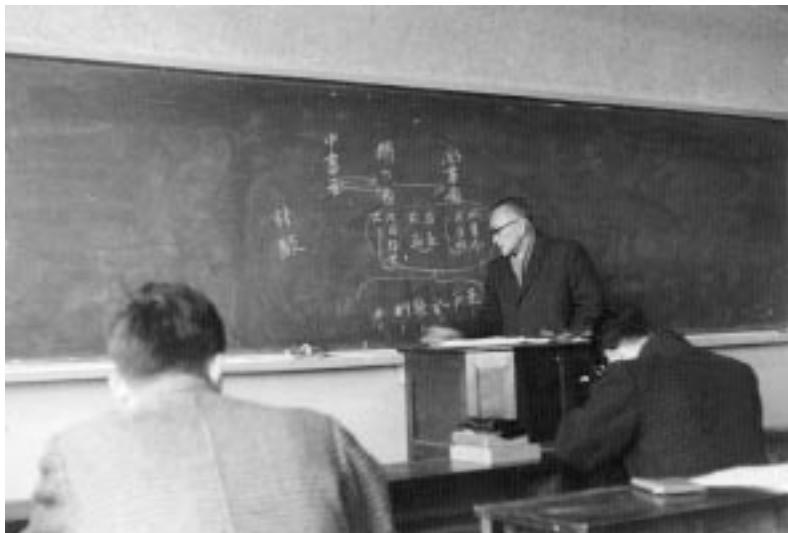
① 宇治橋擬宝珠銘拓本  
本文三五九頁



② 本文四〇八頁



③ 本文四〇八頁



④ 内藤乾吉先生最終講義（1963年1月撮影）  
本文四一一页



⑤ 左から奥村郁三、内藤乾吉、八重津洋平（1964年10月撮影）  
本文四一一页

聞き書き・わが国における法史学の歩み（七）

同志社法学  
五九卷一号

四三九  
(四三九)



⑥ 本文四一二頁